

令和3年第4回弥彦村議会（3月）定例会

議事日程（第2号）

令和3年3月9日（火曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1番	渡邊富之	さん	2番	古川七郎	さん
3番	那須裕美子	さん	4番	丸山浩	さん
5番	板倉恵一	さん	6番	柏木文男	さん
7番	小熊正	さん	9番	本多隆峰	さん
10番	安達丈夫	さん			

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦	さん	副村長	廣瀬勝利	さん
教育長	林順一	さん	総務課長	山岸喜一	さん
防災室長	増田規	さん	税務課長	小森順一	さん
住民課長	伊藤和恵	さん	福祉保健課長	小林健仁	さん
農業振興課長	志田馨	さん	観光商工課長	高橋信弘	さん
建設企業課長	丸山栄一	さん	教育課長	富田憲	さん
会計管理者	水沢正一	さん	公営競技事務所長	斎藤雄希	さん

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	局長	笹岡正夫	書記	春日史子
-------	----	------	----	------

---

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

ただいまから令和3年第4回弥彦村議会3月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

---

◎一般質問

○議長（安達丈夫さん） これより一般質問を行います。

質問時間は、原則各自30分以内といたしますが、時間延長の申出がなされ、必要と判断したときは、最大15分の延長を認めることといたします。また、持ち時間の残り5分前と2分前に予告ブザーを鳴らします。そして、残り時間がなくなりましたら終了ブザーを鳴らし、そこで質問を打ち切りとさせていただきます。

これより一般質問を始めたいと思いますが、その前に傍聴人の皆さんにお願いがあります。本議会の傍聴については、傍聴席入り口に掲示してあるとおり、傍聴マナーをお守りいただきますようお願いいたします。

---

◇ 古川七郎さん

○議長（安達丈夫さん） それでは、通告順により、最初に古川七郎さんの質問を許します。

2番、古川七郎さん。

○2番（古川七郎さん） 2番、古川です。皆さん、おはようございます。通告どおり質問させていただきます。

9年ぶりの大雪の除雪についてということです。

今後の問題点、反省点、解決策はないか、お伺いさせていただきます。

村では、昨年12月15日に本年1回目の一斉除雪を行い、年明け早々の1月1日から4日まで連続4回、8日から11日まで連続5回の一斉除雪を行った。その後も圧雪を取り除く作業などで除雪車が出動した。特に雪が多かった3連休では、9日に降雪65cm、11日に最大積雪113cmを記録した。連休明けまで、県道吉田・弥彦線や県道寺泊線などの除雪の遅れなどから、道幅が狭くなるなど、交通に大きな支障が出ました。

役場では、1月9日からの3連休中に、連日100件前後のお問合せがあり、延べ62名の職員が

早朝から深夜にまで及ぶ除雪作業や電話対応に当たりました。中には、3日間に1日当たり20時間勤務を続けた職員もいました。

また、村内の除雪請負業者（建設業協同組合など）の皆さんにも、深夜早朝から不眠不休で除雪作業していただきました。本当に感謝を申し上げます。

広報やひこ2月号の掲載記事からです。

まず自助、これは自分の力で頑張るところ。

敷地内や玄関から道路までの雪、屋根の雪、家の前に置かれた雪の塊は、自分で除雪しましょう。道路に雪を出すのは道路交通法違反です。気をつけましょう。

それから共助、自主防災組織や地域の絆で頑張るところ。

ごみステーションやバス停、消火栓は、地域の皆さんで協力して除雪しましょう。高齢者や障害を持っていて、除雪に困っている方がいたら、お手伝いしましょう。細い道は、地域の方々が除雪していただくと助かります。

公助、役場の力を借りるところ。

重機を使用しないと除雪できないときは、区長さんや町内会長さんに相談して、役場の力を借りましょう。

高齢者世帯は除雪の援助を受けられます。

軽度生活援助事業を活用しましょう。

申請のあった高齢者世帯の玄関から道路までをシルバー人材センターの方々が請け負ってくださいます。福祉保健課94-3133までお問合せくださいということです。

村民の皆さんからのお言葉。

除雪がいつ来るか分からない。消雪パイプが出ていない。雪の塊を置いていかれ困っている。自力で除雪できない。なぜ小学校のみが休校なのか分からない。雪の捨場がない。家に入れず、車中で過ごしました。

などの掲載がありました。

除雪体制の問題、除雪費用の問題の2点についてお伺いいたします。

除雪体制がどのようになっているのか。今回の大雪で、たくさんの苦情が寄せられ、その対応に村は苦慮をしたと聞いております。また、村道、県道の除雪体制に問題はなかったのか。今後の問題、対策についてお聞かせください。

自宅前の除雪、雪を道路に出さない。ごみステーションやバス停、通学路などの除雪、路上駐車禁止などは、村民一人一人または地域としてできること。ただし、高齢者や障害を持っている方々は難しいので、除雪の援助を受けられます。実際に軽度生活援助の利用者がいたのかお聞かせください。

2番目。記録的な大雪で、新潟市は除雪費用が当初25億円のおよそ4倍、95億円に上がり、財政基金の取崩しで対応するようです。不足する60億円は財政基金から50億円を取り崩すほか、国からの援助金で賄う方針がニュース等で伝えられました。

弥彦村の除雪費用は、当初の予算では1億1,756万円でしたが、除雪費についてお伺いします。大雪による除雪費の高騰は、村の貯金に当たる財政調整基金などの取崩しで対応できない場合があります。最終的に財政の悪化を招き、財政再建のため公共事業の中止や縮小など、村民生活や行政サービスにも大きな影響が懸念されます。

2018年環境省「日本の気候変動とその影響」、その中で、今後10年に一度しか発生しない大雪が現在よりも高頻度で現れているとの予測も報告されています。

今冬の大雪を検証され、今後の対策をしっかりと検討していただくようお願いいたします。以上でございます。

○議長（安達丈夫さん） それでは、答弁を求めます。  
村長。

○村長（小林豊彦さん） おはようございます。

古川七郎議員のご質問にお答えいたします。

最初に、この冬の除雪状況について、簡単にご報告いたします。

機械除雪による全村一斉の作業は、12月に1回、1月に11回、2月に2回の計13日間で、出動回数は14回となります。1月9日は大雪により、1日に2回出動しております。

時間は、主に午前2時頃から午前7時頃の、夜間から早朝までが多く出動いたしました。

今回の除雪の特徴点は、1月9日から11日の間、強い寒気が日本海側を中心に流れ込んだことから、1mを超える記録的な大雪となり、道路除雪は作業をしても除雪が追いつかず、雪捨場に困る状況となり、除雪処理に大変時間がかかりました。

また、消雪パイプ路線でも消雪が追いつかず、道路に雪が多く残ったため、機械除雪で対応するケースもあり、更に除雪作業に遅延を招く結果となりました。

なお、弥彦消防署の観測で、1月11日には最深積雪113cmとなり、平成元年からでは、平成23年度に続き、2番目の最深積雪量となりました。

当村の除雪体制と対応は、除雪業者9社、直営除雪に当たる役場職員、除雪機械17台で作業を行い、出動する際は、県の除雪業者に電話連絡し、県道除雪との連携を図っております。

更に、1月8日に災害警戒本部を設置し、1月9日に災害対策本部へ切り替えて雪害対策を講じました。

なお、災害対策本部会議では、弥彦消防署長から要請があれば消防団を出動するとの提言もいただいております。

1月27日には、新潟県三条地域振興局を訪問し、地域振興局長、企画振興部長、地域整備部長、維持管理課長と面談しました。

想定を超える豪雪時の道路除雪の在り方について要望書を提出するとともに、県道除雪の意見交換を行っております。

今後の課題といたしましては、平成29年の大雪を踏まえて、29年5月より、春と秋の年2回、毎年の反省点の洗い出しと、翌年の除雪対策について、担当職員及び関係業者を集めて対策会議

を行っておりました。

今年の大雪を経験し、村民からの苦情も数多く記録しており、それらも参考としながら、区長会や民生委員協議会、消防団などの代表者にお集まりいただいた中で、検証する場を設け、問題点や反省点などを洗い出し、それを踏まえて令和3年度の除雪体制を改善、強化する予定であります。

また、責任ある作業が進められるよう、路線ごとの除雪業者を公表するとともに、除雪業者数を増やし、作業の効率化を図るため、村内の3つの農業生産法人で構成する農業機械利用組合にも、新たに除雪の委託を考えております。

今回の除雪では、自助、共助、公助の大切さを再認識いたしました。村民の皆様から意見や要望をいただくのですが、行政だけでは対応できる人員や除雪機械の台数が限られるため、限界が生じ、地域の皆様や自主防災組織など、地域ぐるみの参加と協力が必要と感じました。

地域と行政が役割分担した自助、共助、公助による協働の除雪体制を構築できれば、降雪時の迅速な対応や効率的な除雪作業が可能となります。

また、この体制は、地震や水害などの災害対応にも十分に活用することができますので、今回の経験や教訓を今後に生かしてまいります。

軽度生活援助につきましては、利用者は6名でございました。村内に住所を有し、おおむね65歳以上の独り暮らし、または高齢者世帯で日常生活上の援助が必要な方が対象となり、シルバー人材センターの除雪作業を1割負担で利用できる制度となっております。

続いて、工事請負費を除く除雪経費についてでございますが、2月24日現在で約7,200万円の支払いとなりました。同じく記録的な大雪となった平成29年度は約7,380万円でありました。

まだ、2月分の除雪機械委託料やレンタル料、消雪パイプ電気料等を支払っていないため、最終的な決算では、平成29年度を上回る見込みとなります。

この除雪経費に対する国の財政措置は、まず総務省から財源として普通交付税があり、地方自治体の基準財政需要額の費目である道路橋梁費で措置されますので、令和2年度の弥彦村の措置額は2,073万円となっております。

次に、国交省の補助金である社会資本整備総合交付金が地方自治体の除雪経費に対して交付されます。令和2年度の弥彦村の交付決定額は354万円となっております。

除雪経費からこれらの財源を控除した一般財源について、同じく総務省からの特別交付税で措置されます。

この特別交付税の数値は、いわゆる非ルール分とされており、各自治体への配分額の計算過程が明らかにされておられません。

平成29年度の非ルール分が約2,500万円でしたので、今年度も同程度の配分があると仮定すると、差引き2,300万円が村の一般財源による持ち出しとなる計算になります。

令和2年度は財源的余裕があったことから、財政調整基金の取崩しに頼らない財政運営ができましたが、平成29年度は3,000万円の取崩しを行っております。

最後に、除雪作業は冬期間の交通を確保する重要な役目を果たします。今後も村民の皆様の暮らしやすい生活環境づくりのため、村政運営に尽力してまいります。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員。

○2番（古川七郎さん） 今、財政的なことが村の負担で2,300万円ということでお聞きしました。これは別として、この除雪の問題で私はなぜこれを一番質問するかというと、一番の問題は、今、自助、共助、公助ということを盛んに、首相も言っております。まず自助、それから共助、それから公助。ところが、どうしても人というのは自分で、上からの命令というか、人に頼り難いのが人間の常だと思います。

だがしかし、特にこの除雪の問題で私が一番感じたことは、義務を果たさなくて、権利だけを主張する。私は、これがこの問題の一番の問題だと思います。

自助があって、それで共助。これは義務なんです、ある意味では。公助だけをとにかくしているんです。これが、この除雪の問題の私は一番の問題だと思って考えて、これは今、災害も同じことなんです。災害は自助、共助で命が80%救われると今までの災害で大体実証されているんです。公助で、村で頑張っていますが、災害というのはそういう意味があるんです。私は、これも同じ意味があると思うんです。特に、この除雪において、除雪がいつ来るか分からない。これはあれとして、家の前の雪の塊を見て、非常に困ったと。確かに困ったと思います。そこまで共助でやる問題じゃないと私は思っているんです。私は、それをはっきりと、皆さんもこれはできませんと、はっきり言ってもらいたい。それで、そういうことをしないと、いつになってもこういう問題は、確かに役場の皆さんも言いにくいと思います、そういうことを言われても。でも、それはやっぱり自助、共助でやってくださいと堂々と言ってもらいたいんです。それだけは、私はとにかくお願いしたいと、注文したいというように思いますけれども、村長はいかがでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） その問題につきましては、私がお答えするよりは、県から来ていただいている廣瀬副村長にお答えしていただいたほうが良いと思いますので、よろしく。

○議長（安達丈夫さん） 廣瀬副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） おはようございます。ご質問ありがとうございます。

非常に答えづらいご質問だと思いますけれども、ただ、いろんな場面で、村民にその気持ちを伝えていくことは必要だと考えております。

ただ、あくまでも役場は行政であります。役場として除雪の業務を、正直申し上げて、役場職員が直営でやっているということは県内でももうほとんど残っていないと思っております。何十時間も残業をしてやっているというようなことは、ほとんどないです。

今回、県の地域振興局にも要望を持ってまいりました。県道の除雪がうまくいっていないので、雪捨場まで運べない。そういうとき、まず優先してくれないかということと、いよいよ駄目なときは、役場と連絡を取り合って、役場が肩代わりをして県道の部分を広げないと、ダンプすら通れないというようなことがありましたので、今後、もっと密に協力して除雪に臨むと。こうい

った災害級の大雪のときは、どっちの仕事だと言いつけていても仕方がないので、そこは役割分担、協力の中でやっていきたいと思いますという要望をしてみました。その中でも、実際、地域整備部のほう、除雪を中心にやっていますけれども、まさか弥彦村さんが直営で職員がやっているとは思わなかったと。これは、魚沼とかを見ても、今ほとんどないです。

ということからして、委託すべき業者がもう足りていないということと、人がいないということもあり、いろんな場面で弥彦村の委託を受けていただいていないという事実もあります。

ただ、冬だけで生活をしている業界ではありませんので、冬の除雪のために1年間人を抱えることができないというのも、これも事実でありますので、そういった中で、役場としてできる部分はやっていきたいと思いますということで、これまでも来たんだと思うんです。

ただ、私がここで見ていて本当に感じたのは、除雪はすぐ出ないと、当然お叱りを受けます。除雪に行くと、更にその2倍もお叱りが来るんです。除雪したおかげで家から出られなくなったという。本当に除雪をしたほうがいいのか、しないほうがいいのか、非常に悩むこともありました。

ただ、九十何%の多くの人たちは、そういったクレームを出さずに、きちんと自分の家の前の除雪をしているというような状況を見る中で、クレームはクレームとしてありがたい財産として受け入れた中で、できる限りやっつけようということで職員のモチベーションを落とさずにやっつけられたというふうに今回は自負しております。

古川議員のおっしゃられた自助、公助、共助ともう一つ、互助というのもあると思うんですけれども、そこについて、役割として役場に除雪の仕事が位置づけられている以上、どの範囲の除雪を役場がやるかというものを法令で定めていけば別ですが、そうしない限りは、おっしゃられるとおり、直接役場としては非常に言いづらい問題です。あんたやりなさい、あなたたちの役割です、住民が直接やりなさい。これは言葉を聞けばいいですけども、自らの仕事を拒否することと同時に、公権力の行使ということになります。自分たちはできないんで、あなたの仕事ですというのが法的、条例的、いろんな形で定めがない以上、あなたがやりなさいということはどうしても役場としては言いづらい。ここは、行政の弱い部分だと思います。

ただ、そこをご理解いただけるように、職員一同、一生懸命手を抜かずにひたすらやった中で、役場も一生懸命頑張っているから我々もやっつけようとお手伝いしようというふうな気持ちにつなげていくことを期待しているというのが今の現状だと思っております。そんな中で、議員の皆様も含めて、地域の方々にふだん、評価はまたいろいろあると思いますけれども、今回の除雪は一生懸命頑張ったよと、我々もやっつけようよというようなお声がけをいただくというところからスタートするしかないのかなというのが私の思いでございます。今後とも協力よろしく願います。

また、議員の皆様のところにも、多分いろいろな苦情が行っているんだと思います。実際に、除雪を請け負っていただいている業者さんにも、また、除雪をしている最中のドライバーの方、除雪をやっている作業員の方にも直接、かなり辛辣なクレームがあったと聞いております。その

辺を含めて、みんなで村を守っていこうという機運醸成ができないと、なかなか一気に解決はできないのかなというふうに思っております。

そんな中で私も今回、4回かな、5回かな、自分がふだん使っているごみ捨場の除雪は出ましたけれども、残念ながらほかの方はやってくれなかったなというふうに思っています。やれるところをそれぞれがやっていくという努力をして、姿を見せていくというのが一番の近道かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員。

○2番（古川七郎さん） 確かに、今、私の言葉がきつ過ぎて申し訳なかったけれども、そういう意味では、村民の方にもお願いするという意味でやってもらいたいと思います。それが私の言葉、物事をやるには必ず、全てそうです。計画、実行、反省。これはもう基本なんです。今回も計画はしているし、実行もした。そして、今回の苦情も——苦情という言葉は失礼。村民のお言葉を聞いて、それを分析したか、反省したか。先ほど村長も相当、そういう意味でなされたんだけど、役場として反省したか。項目別に区分けして、これはこうだと。来年からと言うけれども、これから、こういう問題が来たら、職員はみんなこういう答えをしましょうというマニュアル、これを私は作るべきだと思うんです。そうすると、皆さん、みんな納得すると思います。マニュアル。こういう苦情が来たら役場全員が、一人ごとに答えるんじゃなく、こういう言葉にしましょう、答えをしましょうとか、こういうお願いをしましょうとか、こういうマニュアルを来年度はひとつ作っていただければ、こういう問題はうまくいくと思います。

中には、私も村民の方から非常にきついことを言われました。何だ、役場の人は給料をもらっているじゃないかと、こういう言い方をするんです。これが現実なんです。私は情けなくなるんです。そんなもんです、人間は。だから今度は、来年度はそういうマニュアルを作って、みんなが同じ回答をできるような、こういうことを皆さん、若い職員の方が集まってやればすぐできますから、そういうことをひとつやってもらいたいんです。来年になると、また同じことを繰り返したら、お互いに不幸ですから。みんな村をよくしたい、みんなよくしたいという、この一心だからね。新しくマニュアルを作ってもらいたいということです。それをひとつお願いします。

そして、今言ったように、やっぱり義務、これだけは。義務と権利を履き違えになっている。私どももしょっちゅう受けるんですけれども、これはやっぱり駄目ですね。自分の義務を果たして、それから権利を主張する。こういうのを村のみんなに意識的に言っていかないと村もよくなりませんよ、みんなが。そうして、お互いに助け合い、こういう行動をしていかないと駄目だと思う。

今これから、弥彦村もそうだけれども、5年したら、日本は物すごい厳しい時代が来ます。私は5年しかもたないと思っているんだよ、私は。いや困るじゃなくて。私にはもうそういう先が見えているというか、私はそう想像しているんです。それに備えて、今からでもみんなが、弥彦村で皆さんが幸せに過ごすためにも、とにかくマニュアルを、みんなが同じような回答をできるマニュアルを作ってもらいたいと私は思うんですけれども、いかがでございましょうか。



○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） ありがとうございます。村長も前段で答弁させていただいていましたけれども、区長会や民生委員協議会、消防団などの代表にお集まりいただいて、まずは検証をして、反省をした上で、古川議員にアドバイスいただいたマニュアル作りも含めて検討して、来年度は一步でも前に進めていけるように努力してまいりたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員。

○2番（古川七郎さん） それと、今一つ、県道の吉田・弥彦線、そして県道の寺泊線、除雪が非常に遅れていると。

ある業者が、この除雪を請け負ったそうです。これは県道ですから、弥彦村には関係ないことなんですけれども。恐らく入札なんかで請け負ったと思います。これはどうかは知らない。私は事実だと思うんですけれども。自分が今こういう雪ですから、違う仕事 came と、業者が。それをほっぽらかす訳じゃないんだけど、こっちのほうははっきり言ってお金がもうかるから、こちらは誰かにやらせて、自分はこっちへ行くというようなことが最近、まあ、これは村には関係ないかもしれないけれども、そういうことをお聞きしたんです。これはとんでもないことだと思ってるんです。僕だったら、それをやるんだったら、自分も業者をお願いするのは、これはいいんだと思うんだけど、こっちがいっぱい金もうけするから、こっちがもうけるからやる。こんな業者、どうなると思うの。だったら、俺だったら、こっちのもうかった部分、半々にして分けるとか、俺はこのぐらいの、お互いの業者としては助け合いをしてもらいたい。

こういうことを私は聞いたんですけれども、村長、そういうことは、これは答える問題じゃないと思うんだけど、私は非常に怒っています、そういう問題を聞くと。これは村長に答えられないと思う、問題外だから。分かりますけれども、そこだけちょっと頭の中に入れておいてください。

大体そういうことなんですけれども、この問題を私が取り上げたということは、大きく言えば、そういう意味で私は取り上げていますので、あくまでも批判とか、そういうことではない。一步前へ、前進する、こういう意味で取り上げていますので、そういう点で村長、ひとつよろしくお答えして、よろしく申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 最後の古川議員のご質問は私も承知しております。その話は私の耳にも入ってきております。ただし、これは私がどうこう言えるような話ではないので、ちゃんとお答えできないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員。

○2番（古川七郎さん） これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） 以上で、古川七郎さんの質問を終わります。

◇ 柏木文男さん

○議長（安達丈夫さん） 次に、柏木文男さんの質問を許します。

6番、柏木文男さん。

○6番（柏木文男さん） 豪雪による農業用施設の破損、倒壊等に救済を、で村長に質問をいたします。

弥彦村の基幹産業は、農業・商工業・観光産業です。新型ウイルス感染症の流行を受け、G o T o トラベルは3月7日まで停止されましたが、首都圏の一都三県での期日が緊急事態宣言により2週間再延長となり、なお一層旅館、ホテルは窮地に陥っています。

また、年末から県内の農業経営者には、大雪・暴風雪による農業被害を被ったほか、新型ウイルス感染症の影響で外食産業需要の落ち込みから米価が下落し、村内の基幹産業はダブルパンチに陥ってしまいました。

今冬の記録的な降雪・暴風雪は、県内で農業被害が相次いで発生いたしました。降雪は12月31日より続き、1月8日に1日で最大積雪量が75cmを記録、1月11日には積雪深が最大の113cmとなりました。更に、1月14日及び16日には雪から雨模様となり、一気に水分を含んだ重い雪となってしまいました。暴風雪注意報が発令された西蒲区巻では、最大瞬間風速が台風並みの毎秒36.7mを記録され、かなりの被害が発生しているそうです。

弥彦村においても、農業ハウスの倒壊等が多数したという話を聞きました。野菜、シイタケ、果樹の枝が折れ、花卉が収穫できず、育苗ハウスも被害を受けて、稲作への影響が必至ではないかと考えております。

新潟県農林部では、冬期間の豪雪、突風被害対策として、令和2年12月中旬に通知を出していましたが、今回は想定を大幅に超える大雪に見舞われてしまいました。

また、弥彦村でもホームページ並びに防災メールで注意を呼びかけましたが、記録的な自然災害には対処できる状態ではなかったと私は思っております。

私は、今回の農業ハウスの被害を調べるため、村内を巡回して、各集落の農業用パイプハウス等の現状を目の当たりにしましたので、質問をさせていただきます。

1、今回の農業用ハウスの倒壊、ビニールの破損等の被害はどのくらいあったのか。（被害総数、被害状況別数、地域別被害数、被害総額）

2、1軒の農家で複数の倒壊及び破損があると思うが、村内全体の件数が分かりましたらお願いをいたします。

3、今回の件で、国・県の補助金は、どのような補助金が出るのでしょうか。

4、被災したハウスの撤去費用はどのくらいかかるのか。建物面積により金額が違うと思いますが、業者委託による標準的なパイプハウス全部撤去、破損張り替え費用でお願いいたします。

5、新規のビニールハウスを建設すると、どのくらいの費用がかかるのかお願いいたします。標準的なビニールハウスの建設でお願いをいたします。

6、今回の豪雪で被害を受けた農業ハウスを再建して農業を継続するのか、廃止する農家が分

かりましたら件数をお願いをいたします。

7、国・県の補助金とは別に、弥彦村・行政として倒壊・損傷で農家に対して救済策を考えているのか。

以上、7点をよろしくをお願いをいたします。

○議長（安達丈夫さん） それでは、答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 柏木文男議員のご質問にお答えいたします。

1月7日から11日にかけての暴風と大雪により、農業用ハウスを中心とした農業用施設に大きな被害が出たことは、議員ご指摘のとおりであります。

村のほうで把握、確認している範囲の被害では、畜産関係の施設被害が1件、被害額で200万円の被害がありました。

農業用ハウスの被害状況については、通年ビニールを張っているハウスが145棟あり、そのうち35棟が被害を受けました。

被害を受けた農家戸数は19戸となっております。

被害を受けた地区別では、麓地区11件、村山地区1件、上泉地区3件、井田地区7件、山崎地区1件、矢作地区2件、平野地区7件、萩野地区2件、大戸地区1件。

被害状況別では、軽微な被害が9件、屋根の剥がれが11件、半壊が2件、倒壊が13件であります。

用途別では、水稻育苗用ハウスの被害が21件、園芸用ハウスの被害が14件となっており、被害総額は推定で1,020万円であります。

最大被害は大型ハウスの倒壊で、被害額は220万円と推定されております。

被災したハウスの撤去費用に関しましては、規模にもよりますが、全部撤去する場合で20万円ぐらい、被覆資材の張り替えで15万円から20万円ぐらいの費用がかかると聞いております。

また、新たにビニールハウスを新設する場合は、200万円から300万円の費用がかかると試算されます。

農家の皆様は、日頃から、ビニールハウスを含めた農業用施設を強風や雪害に備え、適切に管理されておりますが、今回は短時間で最大積雪深が1mを超えるような状況にあったため、被害額が膨らんだものと推察されます。

農業の保険には、農家の相互扶助を基本とした農業共済制度がございます。農業共済に加入していれば、共済金が資産価値の8割を上限に、耐用年数経過後であっても、最大で再建築評価額の4割の共済金が支払われることになっておりますし、農業者の選択によっては、施設の撤去費用、復旧費用の補償も追加できることとなっておりますことから、毎年のように発生する災害に備えてもらうよう、農業共済組合やJAと連携し、引き続き農業共済への加入促進を図ってまいります。

ハウスの被害を受けた方のうち、園芸部門を縮小する方が2名、離農する方は2名おいでにな

ると聞いておりますが、離農する方は、今回のハウスの倒壊が直接の原因ではなく、令和3年から離農予定であったと聞いております。

国では、共済金の早期支払いや災害関連資金の措置、既存の補助事業を活用した農業用ハウス、共同利用施設等の導入支援に関する補助を行うこととしております。

災害により農業生産基盤そのものを揺るがすような甚大な被害が発生した場合には、村としてもその復旧に際し、費用負担も含め、最大限の支援をいたします。

今回は、被害を受けた農家の皆様へ、JAや普及センター等関係機関とともに、国・県の支援メニューを周知するとともに、村単独事業である農業者支援事業の運用の見直しを図り、アレッタのような園芸作物の導入や、育苗ハウスを活用したヒラタケ栽培など、新たな取組、農業所得の向上につながる発展的な取組を行う農家の皆様に積極的かつ優先的に支援してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、枝豆共同選果場を核とした園芸作物の生産拡大による農業所得の増加と農業の活性化を図り、農村集落はもとより、村全体の活性化を図ってまいりますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） どうもありがとうございます。

私も農協のほうにちょっと聞きまして、一、二件ずれがありましたけれども、私のほうが早かったかなというふうな形であります。

それで、被害の推測でしますと、私のところの中では33棟ありました。約1,000万円ちょっとであります。それと、再建した場合は、全部で約2,000万円ぐらいかかるというような話が出ておりまして、共済の補助金に入っているかと聞いたんですけれども、当初は入るけれども、10年ぐらいすると減価償却でほとんどなくなってしまうので、あまりいっぱいもらえないからやめたら、その年に壊れてしまったという話を聞きました。

それと、私は現地へ行きまして、写真を撮らせてもらったりして、皆さん、ほとんど75から80ぐらいの人が主に農作業をやっていたという経過がありました。

それと、見ておりましたら、言われたとおり、ハウスの倒壊にかかわらず、離農すると。そして、園芸部門では縮小するという話は私も直接聞いておりましたし、シイタケ栽培をする人は、もう辞めるという話も、私も直接聞きました。

その人は、前の日だったかな、倒壊する前の日に雷が鳴って、暖房する機械が壊れた。そして雨が降って、次の日に潰れてしまったという話を私にしてくれました。非常に残念がっておりますし、もうする気もなくなった。年寄りですので、その中で何百万円もかけて、お金の回収ができないというふうにとったのか、それともお年寄りになったので辞めたのかというふうに感じ取ってきました。

これだけ多くの倒壊がある訳です。それで、村のほうも、私はよい方向で補助対象になっていただけなのであれば、やはり出していただきたいと私は思っておりますし、それをすることにお

いて、農家がまた続けていく可能性もあるし、この機会にもう辞めてしまうという人も出てくる訳です。実際にありましたし、私も農家の人から聞いております。

それと、もう一人、私が聞いたのが、2年前に農家を辞めていまして、鶏を飼っていた人なんですけれども、4棟あるうち3棟がもう壊れてしまった。それで、その人は鉄骨造りのハウスでしたので、相当の費用がかかると。造った場合、290坪で、坪7万円の費用がかかるんだそうです。1棟2,000万円かかるというような話をしておりました。本人はもう辞めたんで、辞めるといふような話で全部撤去しましたが、実際にやろうとなると、特殊なハウスですので、鶏を暖房しなきゃいけないという形で、坪7万円もかかって、1棟造ると2,000万円もかかるという話も私にしてくれました。非常に、家が1軒建つぐらいのハウスを造っているんだなというふう感じ取ってきております。

今後ともこういう事態が私は出てくると思っております。大雪もそうですし、突風も、是非村のほうの救済のほうの手続ができれば、農家の方も喜ぶと私は思っておりますので、村長、どうでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 今、柏木議員がおっしゃられたところは、私も全部知っております。内容を全部知っております。基本的な問題として、なかなか個別の農家に対して、こういったもので特別な、融資じゃないですよ、これは補助金になりますけれども、そういうのができるかどうかというのは、私自身ちょっと疑問があります。

今言ったように村は——まあ、園芸関係も、これもそうなんですけれども、一番の問題点は、農業のほうは、水田の場合は、今年もかなり辞められるんじゃないでしょうか。そうすると、今、私も聞いておりますのは、5つの農業法人がありますけれども、もうほとんど委託は受けられないところまで来ているんだそうです。そうすると、放置された農地、水田になって、草ぼうぼうになる。耕作放棄地になるのは間違いないので、それは何とかして阻止したいなと思っておりますけれども、いかんせん、なかなかいい解決策も見当たらずに。逆に新規農場、村民の方以外に、新規農場、就農をしたいという方が来ておられます。今年も令和3年度、2名、お二人おいでになるのかな。それはみんな枝豆なんです。枝豆をやりたいけれども、今度は田んぼを貸してもらえないとか、いろんな問題がありまして、そう簡単にできないのが現状でありますけれども、このままいったら本当に、特に耕地整理、圃場整備の進んでいないところは完全に耕作放棄地になる可能性はもう確実なんで、その点も含めて何とかやっていきたいなと思いますし、今言ったように、そういった救済措置については今のところ——まあ、これから検討はしたいと思っておりますけれども、早急に何とかしようということは今考えておりません。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 検討をよろしくお願ひしたいと思います。

個人的なことの中でやはり難しい面もあると思うんですけれども、それは私も分かっております。でも、弥彦村の基幹産業というのは、やはり農業が入っている訳です。その中で、その基幹

産業を大事にするのも行政の取組かなと私は思っております。じゃ、農業はなくなってもいいのかという形になれば、また別ですけれども、個々の農家も、やはり大事な農業者の方たちもおりますし、また、村長が言われるように、高齢化になって、全部委託に出そうとしても、組織の団体はもうこれ以上、面積を受け入れられないというのは重々分かっておりますが、やはり個々でやりたい人もまだたくさんいると私は思っております。

そういう中で、是非この豪雪の被害だけじゃなくして、いろいろな補助を組み合わせただけければ、農業をやる人のまた少しは手助けになるのかなと私は思っておりますので、その点も村長、どうでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） 村長の答弁の前に、今の問題につきましては、おっしゃるとおり非常に難しい問題だと思います。

大きく分けて2つ問題があると思っております。まずは、今回あくまでも雪であり、災害がきっかけにはなったと思っておりますけれども、そもそも高齢化を含めて、農業という仕事に魅力が薄れてきて、もしくは、頑張るだけの力がなくなってきて離農していくという方がいらっしゃる。その耕作放棄地をどうするかという問題も含めて、離農問題にどう対処するかというのが1つ大きな課題としてあると思っております。

もう一方では、農業関係の施設の被害に対してもっと追加の補助ができないかという内容だと思いますけれども、前段のほうは、村長も今非常に常々頭を悩ませる中で、農家所得自体を上げて、農業の魅力を高めていこうと。それにはまず弥彦村としては枝豆でいこうというようなことで推進してきているというふうに思っております。そこは一日も早く皆さんにご理解をいただいて、そちらのほうに転換していただくなり、新たに農業を、帰農しようと言われる方に対して、空いている耕地があれば、そこをお貸しいただくとかという形でご協力をいただければ、道は開けてくるのかなというふうに思っています。

2番目の農業共済制度の問題だと思いますけれども、農業共済という制度、私の記憶ではもともとずっと出ております、公助、共助、互助云々の中で、行政として税金を突っ込んでいくにはいろんな制約があるという中で、国として農業共済制度というものを構築して、みんなでそれなりの負担を出し合って、何か災害があるときは、全国一緒の災害になれば、今度はまさに共済に及ばないような大きなものになれば、激甚災害指定を受けたりして、特別な補助もしていきますけれども、通常考えられる被害については共済で賄っていこうということで始めております。

補償率が8割というのは、ほかの業界よりも非常に高い共済制度になっていると思っておりますが、ここについても、掛金等もかかりますので、費用負担するリスクと被災したときに被害が出てくるというリスク、それをてんびんにかけて、農家さんで共済制度を利用されている方とされていない方がいらっしゃるという中で、されていない方に対して税金を投入していけるかという、そこはやはり公平性の観点から難しいんだと思います。

まずは、共済制度を皆さんに使っていただいた中で、共助の仕組みをきちんと確立させた中で、

更にプラスアルファ必要なものが出てくるという議論になれば、そこは村も含めて、国・県・市町村を含めて更なる支援というものを考えていかなければならないときが来るのかもしれませんが、今現在、そこに及ばない部分については、想定外の災害ということであれば、激甚災害指定法というものに頼っているというか、それというものがバックボーンにある訳で、その他の補助を優遇していったり拡大していったり、共済制度においても、国としては共済に任せっきりというよりは、いろんな費用を出した中で、掛金を安くするとか、出てくる対象物を広げるとか、いろんな形での支援をしているというふうなのが実態でありますので、それを全部脇に置いて村独自でやるというのは、今の段階ではちょっと難しいかなというふうに思っておりますので、その辺も含めて、長い目で見ている時間はないと思います。農業後継者問題というのは喫緊の問題だと思っておりますので、国・県の情報にアンテナを張りながら、村としてもやはり常々考えていかなければいけないと思いますが、そういうご事情もありますので、その点についてはお含みおきいただいて、まずは、ある共助の仕組みを活用していただけるようお願いしているというのが今の現状だと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 今、廣瀬副村長のほうからも話がありましたように、そのとおりなので。基本的には農業というのは食料安全保障と、それから自然を相手にやる産業なので、この2つの特異点というのは、ほかの産業に比べて非常な恩典・保護を受けている産業であることは議員もご承知だと思います。その上で、なおかつ個別の農業者に対して補助をやるというのは非常に厳しいと、難しいと思います。本来なら、そんなのは国がやるべきことなんだと思いますけれども、村単独でやるとなると、行政の公平性とか平等性とかを考えますと極めて難しいというふうに、今判断せざるを得ないと思います。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 個別では駄目だけれども、要は農業法人等の被害があった場合はいいというふうに私は取ったんですけども、それはどうでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 農業法人というのは、これは生産組織ですから、農業生産法人は国から物すごい特典を与えられているはずなんですよ、非常な。その中で、自分たちは経営ですから、経営については、自然を相手にする場合は必ず自然災害が起きるのは、これは当たり前のことなので、それに対する掛金なり、防除は当然やっておいでだと、自己努力でやっておいでになると思いますし、やるべきだと思います。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 大体中身が分かってきました。ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（安達丈夫さん） 以上で、柏木文男さんの質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

よろしく願いいたします。

(午前 1 1 時 0 2 分)

---

○議長（安達丈夫さん） 再開いたします。

(午前 1 1 時 1 0 分)

---

◇ 板 倉 恵 一 さん

○議長（安達丈夫さん） 次に、板倉恵一さんの質問を許します。

5番、板倉恵一さん。

○5番（板倉恵一さん） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

平成11年、1999年なんですけど、7月に地方分権一括法が成立をし、翌年の平成12年4月から施行されることとなり、地方の課題は地方で処理をするという体制が構築されました。これにより国から様々な権限が地方に移譲され、県や地方自治体が担う業務が拡大することになりました。簡単に言うと、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に任せ、国は外交や防衛など国の存立に関わる事務や立場の業務など、役割分担が明確にされたということだと思います。

皆さんもご承知のとおり、東京一極集中は、昨年新型ウイルス感染症により少し緩和されてきておりますが、それでもまだ各地の人口減少、それに伴い財源が厳しくなっております。あわせて、住民ニーズの多様化、複雑化に対してどう対応すればよいかなど、それにふさわしいシステムづくりを行わなければならないときに来ていると思います。

自分たちのことは自分たちで決めるという本来の意味での地方自治を実現していくことは、大切なことであります。加えて、住民として満足できるサービスが得られているのか。住民自治ができているのか。その中でも、昔から、日本の公務員は国際経済開発機構の平均と比べて多いと言われております。本当に地方公務員は多過ぎるのか。今は、役場においても1人に1台のパソコンが与えられ、それによってどれだけの業務を効率化でき、適正な人員配置になっているのかを調査する必要があると考えました。

そこで、手元の資料により、平成7年から弥彦村の職員数を調査いたしました。調査方法は、総務省でも資料が出ておりますが、成蹊大学法学部教授の西村美香氏を座長とした地方公共団体定員管理研究会が平成22年にまとめた資料を基に、計算式に当てはめてそれぞれの定数を表した表であります。この表の中には、技能労務員の方を含んでおります。

この研究会の定数の求め方について、少し説明をしたいと思います。

この表の考え方として、定数管理に関する指標、定員回帰指標、それから類似団体別職員数に給与に関する指標、ラスパイレス指数を加えて、各団体がそれぞれの指標の状況を幅広い観点から説明ができ、住民に分かりやすいものになるように配慮して定数を求めた表であります。



それでは、平成7年、弥彦村の人口は8,579人でありました。実職員数89人、定数計算では102人です。これは四捨五入してありますので、その辺を考慮していただきたいというふうに思います。でも、数式上では13人の減であります。平成15年では人口8,652人で、職員の実数が89人、定数計算では102人で13人減と、平成7年と同じであります。平成26年になると、人口8,493人で、実職員数は、更に16人も減員されております。幾らパソコンが入ったとはいえ、平成15年から26年の11年間で、人口はほとんど変わりませんが職員数は16人も削減であります。一説には、1億円削減のためだったという話も聞いております。現村長として不思議に思われませんか。

更に、平成30年では79人と少し増えておりますが、定数計算は99人で20人減と、平成7年と同じであります。平成30年においては人口が8,147人、平成7年の人口と比べて432人の減少ですが、実職員数が16人も少ない職員で仕事を処理しております。これでは、当初の目的である地方分権一括法で言う住民に身近な行政は、地方公共団体に任せられているのでしょうか。

一部の部署では毎日残業が続き、仕事が終わらない中、弥彦村は来年度に職員の定数見直しを行い、部制をしくと言いますが、単に部制をしいても、私が12月の議会でも言ったハウレンソウ、報告・連絡・相談は、その後うまく機能しているのでしょうか。組織だけつくってもうまくいかないのではないのかというふうに思われます。どのような内容で増員の方法、またその財源はどのように捻出するのでしょうか。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を求めます。

小林村長。

○村長（小林豊彦さん） 板倉恵一議員のご質問にお答えします。

基本的な私の考え方は、議会初日の招集のご挨拶の中で申し上げました。基本的には、これまでの6年間ではできませんでしたけれども、財政的なある程度の見通しがつきましたので、増やすのではなくて前の安達村長時代に近づけて戻していきたいということであります。

それでは、具体的なお答えをいたします。

弥彦村役場の職員の条例定数は、平成12年度から14年度は127人でありました。その後、平成18年度に95人、平成31年4月に93人に改正されております。

平成18年度の32人の定数減を行ったときの改正理由は、住民ニーズを勘案しない、行政改革という名の下での定数削減であったと議事録に記録されております。行政改革による定数削減は、市町村合併を行った市町村が実施すべきものであり、単独で生き残る道を選択した弥彦村としては、安易に実施すべきではなかったと思っております。

平成31年度の改正理由は、燕弥彦総合事務組合へ水道事業を経営統合するため、職員を外向させたものであります。

私は、村長就任以来、村民の皆様に、コンパクトな弥彦村の特徴を生かした、細かいところまで目の行き届く行政サービスを実施するため、職員定数内で必要な職員を採用してまいりました。

保育士を除いた一般事務職の職員数は、平成28年度4月が65人、令和2年4月は66人となっております。一般事務職の職員数は1人の増加にとどまっており、5年前と同程度の職員数となっております。

このため、例えば、国の施策で新たに実施されているマイナンバーに関する事項や、急激に進捗している行政のデジタル化の流れに十分対応しているとは言い難い状況にあります。加えて、近年複雑多様化、高度化している住民の皆様のニーズに応えるため、議員の質問にもありましてとおり、一部の課においては業務の終了が深夜の2時過ぎまで及んでしまったりする状況にあります。

今回の職員定数条例の改正及び部設置条例の制定につきましては、現在十分に対応できていない項目を確実に実施し、質の向上を図るとともに、日本社会全体のデジタル化への急激な変革に備えることはもちろん、今後ますます複雑多様化、高度化する住民ニーズに対応し、弥彦村の強みであるコンパクトな行政、細かいところまで目が行き届く行政を継続して実現するためのものであります。

もちろん、来年度すぐに定数の上限まで職員を増やす予定はありません。職員採用計画を刷新し、早急に業務の増強が必要なところを見極め、計画的に採用していくことといたします。

職員数の増により人件費が増加し、財政の硬直化を招いてしまうのではないかとのご批判もあるかと思えます。そのような状況に陥ることのないよう、財政基盤の強化を図るための施策も併せて実施してまいります。収入の増加策である、ふるさと納税を強化することはもちろんのこと、基幹産業である農業や観光の振興、全国唯一の村営競輪も最大限強化、実施いたします。

あわせて、支出についても徹底的な見直しを行い、慣例的に支出している運営費補助金等の見直しを行ってまいります。

いずれにいたしましても、弥彦村が弥彦村であり続けるための施策を継続して実施してまいりますので、皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

更に、補足説明については、この後、副村長のほうから説明していただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） それでは、副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） お答えいたします。

板倉議員ご指摘のとおり、弥彦村の現状は、組織だけ改正しても効果が得られるものではなく、職員定数の見直しとセットで議論することが必要と考えております。このたび、部設置条例の制定と職員定数条例の改正、給与条例の改正を併せてお願いさせていただきましたのは、そのような理由によるものでございます。

板倉議員のご指摘にございます地方分権一括法が施行されたのが、ご指摘のとおり平成12年からだったと記憶しておりますが、実はその以前から、県の事務事業の市町村への権限移譲というものが進められており、県のホームページで振り返りますと、平成9年度からの第1次移譲として211件、平成14年度からの第2次移譲分として222件、合わせて延べ433件の大小の権限が市町

村に移譲されてまいりました。

これによる市町村業務の増大というのも、その後に進められる平成の大合併に機運を移していくという効果もあったかと思えます。一定程度影響しているというふうに考えておりますが、弥彦村が大幅な職員定数の削減を行った平成18年度からも、更に第3次移譲が始まりました。

現在でもまだ続いておまして、第3次移譲分というのは、市町村の手挙げ方式ということで、受けられる市町村は積極的に受けていくというのが基本になっております。本年4月、この4月の令和3年度初めまでで延べ1,202件の大小の権限が、更に先ほどの数字に加えて移譲されていくというのが実態でございます。

手挙げ方式ですので、全ての事務が、または全ての市町村が移譲を受けたというような第3次移譲ではございませんけれども、弥彦村といたしましても、例を挙げるとパスポートの発給であるとか、鳥獣捕獲許可、火薬類取締法関係業務、農業振興地域制度、農地転用等24項目の移譲を受けております。手挙げ方式といっても、もうほか、残るのは弥彦村だけですよというようなことの中で受けざるを得なかったものもあろうと思えます。

個々の件数は少なくとも、新たな業務が付加されるということは、新しい情報の収集、これまでの経緯の整理、担当事務の勉強等が必要になることは言うまでもありません。1つの仕事で相当な業務量が出てくるということに備えなければならないという状況でございます。

また、昨日も説明させていただきましたが、国・県の事業を活用する際に、事業の実施に必要な計画の策定等の附帯事務が増加しております。ただ単に税金を配るということではなく、国・県ともきちんとした計画に基づいて、前向きな自治体に対しては補助をしていくという姿勢を打ち出すためにも、今までは申請して交付決定を受ければ補助金として使えたものも、あらかじめ計画を策定したり、ニーズ調査をしたりというような膨大な作業が増えているのも実態でございます。

そもそも移譲する側の県といたしましても、市町村に移譲した分は、新たな行政ニーズに人員を充てたり、人員削減につながっていることを考えれば、移譲された市町村、とりわけ規模の小さな弥彦村としては、職員の負担は非常に大きくなっているというのがお分かりいただけるかと思えます。

また、議員ご指摘の地方公共団体定員管理研究会の資料で示されておりますのは、類似する地方公共団体の職員数の状況を客観的に比較する資料として、これは人口と面積のみの要素だけを変数として、それ以外の特性を全く考慮せずに計算したものでございます。各自治体の定数をこれによって制限するものではございませんが、住民に分かりやすく説明するための比較資料として有効であることから、私といたしましても、先日3日の日の全員協議会で、人口1,000人当たりの職員数が、弥彦村は9.70人に対して、同資料に基づく類似団体は12.50人と例示させていただいたところでございます。

更に、ここには国民健康保険の事務は入っておりません。国民健康保険には、少なくとも直接の担当者が当弥彦村では2人おります。公営競技事業も入っておりません。ここには7名おりま

す。この9名は、更に上積みをしなないといけないという状況ではございます。それは全員協議会でも申し上げたとおりでございますが、この9.70人で今までやってきているというのも実態でございます。

更に申し添えるならば、人口が10分の1ならば職員も10分の1でいいかというものではなく、1人の職員が負担できる業務の種類にも限界がございます。業務量に見合った職員数というものは単純に比例関係にならないというふうなことはご理解いただけるのではないかなというふうに思っております。

議員のおっしゃられる報告・連絡・相談という基本的な部分も含めて、こちらについては職員の教育という点で進めていく必要があると考えております。

これまで村独自ではほとんど実施してこなかった職員研修につきまして、今年度は去る1月16日に地方財政研修会を実施したところ、50人以上と、保育園と除雪対応の職員を除くほとんどの職員が土曜日にもかかわらず参加してくださいました。今後も、テーマを選びながら実施することや、管理職を対象とした研修も必要と考えております。順次実施してまいりたいと考えておりますので、その中でレベルアップを図ってまいりたいと思っております。

また、議員お示しいただきました国際経済開発機構の平均についてですが、こちらについては、確かに各国の比較の材料としては使えると思いますけれども、例えば、日本のように国民健康保険があって、国民皆保険制度があるというのも、ほかではないですし、いろんなものが、ほかの国ではやっていないものを行政、とりわけ末端の市町村で担当しているという状況からすると、直接これは比較にならないのかなと。どこまでを行政がやり、どこを民間でやるかという整理があった後に、同等レベルになれば比較できると思いますけれども、そこは参考としてお考えいただければよろしいのかなというふうに思っております。

回答があと、増員方法という部分を質問いただいておりますけれども、村長が申し上げたとおり、定数を増やしてもすぐには満たすことはできないと考えております。これは、社会情勢や財政状況を見極めながら、計画的な採用によって進めてまいりたいと考えております。組織改正でも申し上げたとおり、今計画期間内での実現を目指していきたいと考えております。今年足りないからといって一気に入れてしまうと、これがまた後々の負担になってきますし、職員の組織としての形としても非常に不適切なものになりかねません。そういった意味で、職員の経験、年齢等のバランスを見た上でも、計画的な採用というものが必要になってくるというふうに考えておりますし、それが職員の育成にも重要であると考えております。

あわせて、増員の財源につきましては、村長の説明にございます、ふるさと納税や競輪事業が好調であることももちろん念頭にはございます。ただ、そもそも類似団体の、先ほどの人口1,000人当たり12.50人を大きく下回っていることでも示されているとおり、増員後の職員数も地方交付税の算定上の基準財政需要額の想定範囲内であると考えております。これは、最低限それだけの人数が必要だということを、当然、国全体で了知していただいている範囲での、今回、職員定数の増員、場合によっては復元ということをお願いしているものでございます。

3日の日にも申し上げましたけれども、平成18年度の32名減、一気に戻すというのではなく、その3分の1から4分の1の9人を戻させていただくということで、何とかこれからの当分の間、弥彦村としてきちっとした行政をやっていくということにつなげていきたいと思っております。

また、職員にとっては、人が足りないからできないという言い訳もできないという状況になろうと思っておりますので、その辺を含めて村民と職員と議員の皆様と、一体となって進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 今ほど廣瀬副村長のほうからも答弁ありました。深夜2時までやっているという部分についても、私もいつも役場の前を通ると、どこか明かりついているのかなというように形でよく見ております。そういう中では、深夜2時まで仕事をしているという部分についてはちょっと異常かなというふうに思います。そういう中では、先ほどもお話ししたように、やはり人手が足りないという部分もあると思います。

それから、初めにちょっとお断りをしておきたいんですが、日本の公務員は、国際経済開発機構の平均と比べてという話を先ほどしました。そういう中では、私は、日本は公務員が多過ぎると思っておりますので、その辺だけはちょっと頭に置いていただきたいんですが。そういう中で、日本とほかの国との違いもあるということも頭に加味しながら、今回の話をしたというふうに思っております。

それで、今ほどの答弁の中で、人は何でも比べたくなるものであります。村の仕事一つにしてもしかりであります。地方公務員法第39条1項においては、職員にはその勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないというふうに定められております。私もかつては公務員でありました。そういう中では、よく仕事のための勉強会も行ってきました。

多くの自治体では研修に取り組んでおりますが、弥彦村の職員の方々の研修についてですが、皆さん、どのような研修の受講のやり方をやられているのか。今ほど、職場内研修、要するにOJTをやっているということで話がありましたが、ここだけじゃなくして、やはり私は思うんですが、例えば、別のところの村、町の職員さんと交流をしながら勉強するというのもやはり大事じゃないのかなと。それによって、井の中のカワズではありませんが、自分たちの中だけで勉強しているとどうしても偏りがちになる。確かに講師の話も物すごく勉強になりますが、ただそれだけじゃなくして、そのほかのプラスの部分も含めて、それぞれの住民の方との接し方もやはり勉強になるというふうに私は思っております。そういう部分では、いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） ありがとうございます。

職員の研修でございますけれども、今現在でも、弥彦村の職員も含めて、市町村事務組合が中心となって市町村職員を対象とした主に職級別の研修というものがございます。係長級研修、課長補佐級研修、課長級研修等がございますけれども、当然全体の市町村を対象にしているもので

すので、毎年、必ず対象者、必要な人数分送り込めるかという点、当然異動人数にもばらつきがあります。昇任する人数にばらつきがあるので、完全な状態で行けるかという点もなかなか難しい点もありますけれども、一応そういった研修には参加させていただいています。

ただ、村が独自に職員に対して研修を行うというのは今までやっていなかったもので、私のほうで必要だということで、この1月に、まずは地方財政から共通認識に立ってもらおうということで、県から講師を招いて研修を行ったということでございます。こちらについても引き続き拡大していきたいと思っておりますし、またそれぞれの業務については、職場内で研修できるというのが理想ではありますが、前にも申し上げたとおり、課長も含めてみんな自分の仕事が精いっぱい、自分の部下に部課の仕事をきちんと教えてあげられる体制がまだまだ整っていないという状況の中から、一番肝腎な職場内研修というのが、どちらかというとおそろかになっているのかなというふうに思います。

やっぱり、2年、3年経験を積んだ人がきちっと上下の関係を抜きにしてきちっと伝達をしていく。その中で課題を出して、いいほうに改善していくというところがスタートになると思いますので、それができるような組織体制を早く確立していきたいというふうに考えております。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） これから恐らく定員が増えてくるというふうに思います。

それで、もう一つまた確認なんですけど、この決算カード、表が出ているのは、今ほど副村長も言われたように、公営企業体と会計部門の職員は入っておりませんので、これはあくまでも一般職員の内容でございますので、それだけちょっと確認をしておきたいというふうに思います。でないと、この定数の出し方が、全部数字が変わってきますので、あえてこういうふうな形にさせていただきました。

それで、多少先ほども話がありました競輪、ふるさと納税が、確かに順調にいつているという部分が今の現在であります。ただ、この先の保証はありません。そういう部分では、これからの話になります。人口が減ってくる。今それを、人口減をどうやって食い止めるかということについても、今、話を始めているところでありますが、これからの先、1人の職員を抱えるということになると、その方が退職されるまでの財源も含めてやはり考えていかなければならないなというふうに思います。そういう部分についてはいかがでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） おっしゃるとおりでございます。そういった意味で、32人の大幅な減少を一気に戻すということは選択できませんでした。本来ならば、先ほどの数字であれば、今回目指している9人増員の102人ではなくて、そこに更に、公営企業、国民健康保険に実際に携わっている10人程度はプラスして定数議論を行うべきだとは思いますが、そこについては、まずは今回の9人増でやれるところまでやってみて、更にニーズが深まっていくということになれば、改めて見直していく必要はあると思いますけれども、現弥彦村として将来的な財政状況を見た中で、いろんな変動に対応できるものとして自信を持ってお出しできるのはこの数字なのか

なということで、今回9人増員をやっても100%とは思いませんけれども、まずは役場職員も含めてモチベーションを上げて取り組んでいけるだけの体制は取れるのではないかという判断でやった次第でございます。

決して増やしたから、組織をつくったからといってあり余る状況にはならないと思います。そうする必要もないと思いますので、その中で厳しめに当たらせていただいたというのが状況でございますので、その中でやっていきたいということで、将来の社会情勢や財政状況の変動にも対応し得るものというふうに考えているところです。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 私のほうからお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、いつまでもふるさと納税が今のままいくか、あるいは競輪が今のような売上げが続くか、これは非常に不透明でありますし、多分今のままの状態では、競輪関係はこのまま年々上昇していくというのはまず考えにくいというふうに思っております。

ふるさと納税につきましても、燕市さんの45億円って物すごいのがありますけれども、うちとしては、あくまでも最初これを立ち上げたときに、弥彦村の産業がよくなって、同時に税収にもつながるという基本コンセプトを持っております。ふるさと納税だけで何でもししょう的な大阪のあの市のようなことは一切最初から取るつもりはありません。ただ、もう少しやりようはあると思いますけれども、基本的には、今のような財政状況のうちに、一番大事なのは農業所得を上げ、あるいは商業所得を上げ、工業所得を上げ、結果的な税収につながると、これが全てだと思っております。そのような施策を取っていききたいと。枝豆はまさにその一環であります。

観光についても、できるだけやれることはほとんどやってきたというふうに自負しております。今まだ個別の企業、プライベート企業のことなんで皆さんにお話しすることはできませんけれども、幾つかの話も既に出ております。そういった方が定着してくれて、最終的な税収増につながる。しかもそれは、構造的な税収増なので、そういうものを将来的にいち早く、確実にするための措置をこれからも取っていききたいというふうに思っています。

そうじゃありませんと、本当に財政が硬直化して、人件費だけで村が何もできなくなると、この事態だけは絶対避けなければなりませんし、かといって、全くの財政需要だけから、定数削減、大幅に減らして満足な行政サービスができないような、これも困ります。この辺のバランスをちゃんと取りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） これで最後にいたします。

今ほども話がありました。今まで少ない職員の中で村の住民の方にいろいろなサービスをしてきたというふうに私は思っております。ただ、少ない中で、果たしてほかの市町村と内容的に同じものが住民に還元されていたのかという部分については、私はちょっと疑問の残るところもあります。そういう部分も含めて、これから、住民が損をしたというような形の行政は直していただきたいと思いますし、またそれはしてほしくないというふうに思っております。

そういう中では、今回の増員については、私としては今の数字からしても賛成であります。そういう部分では、慎重に話を進めていってもらいたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） ありがとうございます。

3日の日にも申し上げましたが、県の今回の主要事業、令和3年度の主要事業を拾っても40近い項目が今の弥彦村では恐らく所管する場所がない。あと現状、弥彦村の中堅職員を集めて、実際に役場が所管している業務の洗い出しをしても——失礼、先ほどの32項目でした。それで、中堅職員が県の事務分掌と照らし合わせたときに、これがそこと直接本当に真正面で付き合いがない業務というのがどれだけあるかというのを拾っても、これが40件以上あったということからすれば、少ないながらも頑張っていたというふうにお褒めいただいておりますけれども、少ないゆえに頑張り切れていなかった部分もあると思っております。

3日の日にもお話ししましたが、村民も県税・国税をきちっと納めていただいている方々ですので、当然ながら同じレベルの行政サービスは受ける権利があると思っておりますので、一日も早く、普通の市町村、ほかの市町村並みのことまではできるようにしていかないといけないというのが願いでございます。

議員の皆さんのご意見を頂戴しながら、一日も早くそういった体制になれるように努力してまいります。よろしく願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） 以上で、板倉恵一さんの質問を終わります。

---

#### ◇ 丸 山 浩 さん

○議長（安達丈夫さん） 次に、丸山浩さんの質問を許します。

4番、丸山浩さん。

○4番（丸山 浩さん） 通告に従いまして、質問させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種についてです。

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、ワクチン接種の準備が進んできております。

接種の実施体制や接種順位等については、厚生労働省が令和3年2月9日に発表した「ワクチン接種について」を踏まえ、接種を円滑かつ効率的に実施する観点に立つて行うこと。また、予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置や副反応の疑いの報告等については、予防接種法の現行の規定を適用し、適切に実施すること。予防接種は、最終的には個人の判断で接種されるものであることから、予防接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し、接種の判断ができる情報を提供することが必要であること等の指針が示されております。

2月初旬に共同通信社が全国電話世論調査を行いました。ワクチンについて「接種をしたい」



と答えた人は、60歳以上の高齢層で67.7%と最も割合が高く、30代以下の若年層の59.7%や中年層40から50代の60.2%を上回りました。新型コロナウイルス感染症は、若年層より高齢層の方が重症化リスクが高いとされており、高齢になるほど接種への期待感が表れた結果となっております。また、「接種したくない」と答えた人で最も割合の高いものは中年層の女性の40.9%、「接種したい」と答えた人は49.5%にとどまりました。副反応などに不安を感じていると見られております。

こうした中、村では2月初旬に、ワクチン接種を希望する方の人数を把握し、混乱なく円滑に接種を行うために、新型コロナウイルスワクチン接種の意向調査を実施しました。この意向調査によって得られた情報、またそれを踏まえて、これからのワクチン接種実施の概要を伺います。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 丸山浩議員のご質問にお答えいたします。

基本的なワクチン接種に対する私の姿勢としては、これも初日の冒頭のご挨拶の中で申し上げましたように、弥彦村として全力で取り組まなきゃならない課題であるというふうに私は認識しております。

その理由として申し上げましたように、1つは村民の皆さんの健康と生命を守ること、2番目には弥彦村は観光地であります。県内外からたくさんの方がお見えいただいている。その中で、弥彦村はワクチン接種を既に終了したという安心感を与えて、弥彦村に来ていただきたいということが2つ目であります。3つ目は、日本の国民の義務として、一日も早く新型コロナウイルスの終息を実現し、それによって経済を再び活発化する。これは、国民全員が取り組まなきゃならない課題であります。というふうに思っています。そのためにも、一日も早いワクチンの接種が国全体として求められているということから、村として当面の喫緊の課題として取り組んでまいります、というふうにお答えいたしました。

具体的に、丸山議員からのご質問にお答えいたしますけれども、初めに意向調査によって得られた情報についてのご質問ですが、村では2月1日から12日にかけて、ワクチン接種の対象として国が想定している16歳以上の方に、現時点での接種希望の有無等について意向調査いたしました。この集計結果により、9割の方が接種を希望しているということが分かりました。

また、接種を希望している方のうち、過去に他の予防接種で副反応があった方や、基礎疾患をお持ちの方の人数がどの程度いらっしゃるかの把握をすることもできました。

村では、このデータを基に、ワクチン集団接種を実施する際の1会場当たりの接種可能人数、接種従事者の人員体制、接種スケジュール、接種会場への送迎計画、必要物品の準備等、村の予防接種実施計画を作成いたします。

次に、これからのワクチン接種実施の要綱についてのご質問ですが、国はワクチンを接種する時期について、4月12日から高齢者向けの優先接種をスタートするとしておりますが、どれくらいの数量が村に配分されるのか明確には示されていない状況であります。

村では3月1日より、県の医療調整本部へ職員1名を応援派遣しております。これは今後、ワ

ワクチン接種に関する最新の情報をいち早く村に伝えてもらいたいという思いもあります。

ワクチンがいつ来てもすぐに接種できる体制を構築するため、プロジェクトチームを中心とした会議を毎週開催するとともに、全員一丸となってこのワクチン接種を成功させるべく、オール役場で対応しております。

現在、村では、国の基本的な接種順位に基づき、まずは65歳以上の高齢者への集団接種に向けて体制を整備しているところであります。

国が目標として示している65歳以上の高齢者に対する接種想定期間である2か月と3週間以内で実施できるよう、従事していただけるお医者さん、看護師、薬剤師、保健師等の確保を進めております。

また、ワクチン集団接種の際の急変時に速やかに対応するため、燕・弥彦総合事務組合消防本部及び弥彦消防署に対し、村の接種体制に関する情報を提供し、救急搬送についての協力をお願いしております。

あわせて、3月1日から、接種会場に必要な物品の手配、感染防止のための対策等の準備を開始し、会場の設営作業を進めるとともに、会場までのバスでの送迎計画の作成も進めております。また、接種券、予診票等の発送準備も並行して進めております。

なお、ワクチン集団接種に関しては、初めて取り組む内容も多くあり、国から来るワクチンの情報も日々修正や変更が入るため、その最新の情報に合わせ、村の接種計画も今後変更を余儀なくされることもあるかと思いますが、柔軟に対応し、弥彦村の実情に合った接種計画の下で、村民の皆様が安心して順次接種していただくよう努力してまいりたいと考えております。

それで、これも初日の冒頭のご挨拶の中で申し上げたんですが、集団接種に関して燕市医師会にご協力をお願いしましたところ、集団接種については非常に難しいという判断、お答えをいただきました。それは、冒頭の挨拶の中で私、申し上げました。ところが、今朝、燕の医師会長からご連絡をいただきまして、医師会として応援してやるということを言っていただきました。具体的に何を応援していただけるのか、それはこれからの作業にはなりますけれども、燕医師会として、前回の対応じゃなくて、新たな全面的な協力、ちゃんとやりますよということを言っていただいたことは非常にありがたいと思っております。

なお、いざという場合に備えて、私、既に東京から1人、お医者さんの確約しておりますし、まだ東京でも進めております。これは、早急に実施するためにはできるだけ多くのお医者さんがいたほうが早く終わりますので、そっちのほうも併せて進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 答弁。

副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） 1点だけ補足させていただきます。

丸山議員ご心配いただいておりますアレルギー症状といますか、アナフィラキシーショック

の対応についてでございますが、先日の5日の日の模擬訓練、あの場で県の医療調整本部から神田参与というお医者さんがお見えになっておられたんですけれども、終わった後の報道の質疑対応の中でお話をされておられました。何割か、何%かという少ない確率ではありますけれども、アナフィラキシーショックというのは当然出てくると。ただ、今まで全世界で、それが原因で大事に至ったということは1回もありませんということでお話をされておりました。ですので、万全の体制で臨めば心配しなくていいということを県としても強く訴えていきたいという話をされておられました。

それとあわせて、訓練でアナフィラキシーの訓練もやった訳ですけれども、アレルギー症状が出た、発疹が出た——まあ、おなか痛から始まってそういう症状が出たときの対応として、お医者さんが状況を伺った中ですぐに会場に対抗薬、エピペンという直接筋肉に刺す薬がありますが、そこを投入するというようなこともやった後に、隣の消防署から消防隊員、救急救命士が来てくれて救急車に乗せるまで、搬送するんですけれども、その救急隊員にも聞いたところ、エピペンを打った後のその後の処置についてちゃんと訓練を受けていますというふうに言われておりましたので、その辺はここでお伝えして、皆さんに安心していただきたいなと思っております。

その辺も含めて、常に情報を敏感に収集しながら、きちっとした対応を取っていけるように、役場の総力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（安達丈夫さん） 丸山議員。

○4番（丸山 浩さん） 先ほどの村長さんのご答弁にもありましたが、新型ウイルスワクチン接種意向調査におきまして、2月17日集計時点で回収率82%、全体では、「希望する」と回答した村民が90.4%、65歳以上では92.5%が接種を希望していると。また、16歳から64歳では88.9%が「接種を希望する」と回答されているという結果が出ておりました。また、16から64歳の接種希望者のうち17.8%が基礎疾患があり、80.7%が基礎疾患なしと詳細なアンケート結果が広報やひこ3月号にも記載されておったところでございます。

このアンケートの結果で、全国と先ほど私が言ったアンケートと比べて、どの年齢層でも接種の希望者の割合が高いという結果が出ております。その点に関してはどのように分析されておりますでしょうか。

○村長（小林豊彦さん） その件につきましては、担当の福祉保健課長のほうから答えさせていただきます。

○議長（安達丈夫さん） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小林健仁さん） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

広報のほうで結果を掲載させていただきまして、丸山議員がおっしゃるとおり、共同通信のほうのアンケートでは6割、7割というところが出ていますけれども、村のほうではこのような高い数字があると。非常に接種に対して、早く接種をしたいというような希望が見られたのかなと思っておりますので、我々としても、その結果を踏まえて、早く接種ができる体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） 職員の保健師に聞いたお話なんですけれども、エビデンスはございませんが、弥彦村というのはもともと集団検診を受ける率も非常に高いということで、ご自分の健康、家族の健康に対する関心は非常に高い地域だというふうに伺いました。そういった中から、やはり皆さん一番、今回の新型コロナウイルス感染症については非常に危機感を持っていると思いますし、一日も早くワクチンを接種したいというふうに考えておられるんだと思います。

あわせて、国では、7割の方が接種をすれば集団免疫ができるんじゃないかということで発信されておりますけれども、そういった意味でも、今回希望される村民の方にきちっと接種をしていくというのが役場の務めと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） 丸山議員。

○4番（丸山 浩さん） ワクチンの接種に関して、今ほども副村長の答弁にあるとおり、国・県、そして村、それぞれの役割があるというふうに明記されておりました。

国は、接種の対象や接種を受ける際の順位の決定、ワクチンの安全性と副反応の情報提供、接種を受けた後に副反応が起きた場合の救済の認定。県では、医療従事者等への接種体制の確保、専門的相談体制の確保、ワクチン等の配分。そして村は、医師、看護師等の確保、そして接種会場の確保、接種券の送付、情報提供、相談受付、接種を受けた後に副反応が起きた場合の申請受付や給付等、それぞれ国・県・村の役割が明記されております。

弥彦村は、原則として接種順位の上位である60歳以上の方の接種を弥彦体育館、サン・ビレッジ弥彦において集団接種を行うとしております。

集団接種の円滑な実施に向けて、3月5日に新潟県と共同で新型コロナウイルスワクチン接種模擬訓練が行われました。当日は我々村議会議員も会場を視察させていただき、接種に向けた取組や実際の接種当日の流れの説明を詳しく聞かせていただきました。

この模擬訓練を通して、実際の集団接種実施の課題や問題点、改善点等はございましたでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小林健仁さん） 3月5日は、議員の皆様から会場にお越しいただきまして、大変ありがとうございました。

5日の訓練につきましては、決定してから非常にタイトなスケジュールでございましたけれども、細かな準備等ができていたかと言われるとちょっと疑問が残るんですけれども、急なお願いであったんですけれども、関係者の皆様から協力いただいて実施をさせていただきました。

その中で、幾つか課題が見つかったところでございます。先週の金曜日に実施を行いまして、役場の中で取り組んでいただいた、出席していただいた職員の皆様から、昨日までに課題点、反省点等を出していただきまして、12ページにもわたる意見等を出していただきました。

その中でも大きなところなんですけれども、県の想定として実際1時間で80人を接種するという中でやったんですけれども、実際、始めてから最後の80人が終わるまでには大体1時間45分以

上、2時間近くかかってしまったというところが、倍近く実際はかかってしまったというところが分かりました。男女4人について実際に計測員をつけて計ってみたところ、入場から退場まで1人当たり大体平均で34分ぐらいかかったということが分かりました。

あとは、今回この訓練に当たりまして、机上でのスケジュール、係員の配置等をつくった訳ですけれども、やはり実際にやってみて、どこで人が渋滞、滞留するのかということが見て分かりました。県の想定ですと、やはり診察の医師のところでは停滞するのではないかなというような想定があったんですけれども、実際は受付の部分のところで少し停滞があったということがありますので、そこをまた今後、今回の訓練の反省を基に見直しを図ってまいりたいと考えております。

また、幾つかありますけれども、細かいことを言えば、体の不自由な方ですとか、また目の見えない方とか耳の聞こえない方に対する対応、そういった体の不自由な方に対する対応が全く今回されていなかったというのも大きなところですので、そこを今後、本番の接種に向けて変えていきたいと考えております。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） 私、あの場で開会に当たってご挨拶させていただくときに、弥彦村の職員には、参加している人間45名いたんですけれども、1人1つ以上課題を持ってきてくれないと訓練した意味がないというふうに言ったんですけれども、1人1つどころか、物すごい大量の問題点を出してくださいました。

ただ、模擬訓練としては、県の人たちは非常に満足して帰られました。描いたシナリオどおりには事は運んだと思っておりますし、いろんな課題も見えてきました。その中で、今ほど課長が申し上げたところが主だったんですけれども、私のほうからも注文を出したのは、本番のときには、聴覚障害者用に筆談ができる体制を各テーブルで取らないといけないということと、車椅子を会場で準備していたんですけれども、ふだん乗られている方についてはある程度介助される方がご一緒されるであろうというのは想定がつくんですけれども、突然その場で、やっぱり足が痛いからというようなことで車椅子をご利用なされる方への介助の体制が本当にできていたのかというようなことも出てくると思います。視覚障害者の方へのサポートする体制ができていたかというようなことが出ています。

具体的な、福祉関係の職員であれば、ある程度の知識があると思っておりますけれども、全村を挙げてやった訳ですので、視覚障害者の方に肩をお貸しするのか、肘をお貸しするのか、その人によって対応の仕方が変わってくると思えます。ですので、そういった研修もやっていかないといけないかなというようなことと併せて私が会場で言ったのは、「あちらへどうぞ」じゃ駄目だから、ちゃんと座るところまで行って案内しろというような話をしたら、やはりスタッフが足りなかった。これはボランティアも含めて、実際やるときにはある程度の人員数を確保していかないといけないというふうに感じたところでございます。

その辺を含めて、まず第1回目、明後日かな、県のほうと併せて反省会もやるというふうに担当から聞いております。それを積み重ねながら、村としての対応、あと県全体としての対応をレ

ベルアップしていきたいと考えております。

○議長（安達丈夫さん） 丸山議員。

○4番（丸山 浩さん） ただいま小林課長のほうから、また副村長からもございましたが、今回の模擬訓練を報道等でも見させていただきまして、また視察をさせていただいた中で、やはりちょっと心配になる点もございました。

例えば、先ほどお話も出ましたが、歩行が困難な高齢者の方にどのように対応するのかですとか、あと施設に入所されている高齢者、または家庭内で介護されている高齢者の方、もしくは集団接種当日に体調不良等、諸事情で接種を受けられなかった方への対応。また、集団接種は2つの接種会場まで無料バス運行を計画されているということですので、バスの中での3密の対策がどうなっているのか等、気になる点がございました。

その点に関しては、模擬訓練実施後、職員の方から問題点の洗い出しが行われたということで、私も資料をいただきましたので、その点で、その中でまた更に反省会等でいろんな問題点を洗い出して、円滑な実施に向けて、これからも更なる改善をしていかれるというふうに思っております。

今回、3月5日に新潟県、弥彦村のみでの開催となりました模擬訓練、非常に有意義な訓練であったというふうにお聞きしております。この訓練で実施された内容が当日、実際の接種に生かされるようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） ありがとうございます。皆さんのご協力あればこそということでございますので、本番に向けて、更にいろんな方のお力をお借りしてやっていきたいと思っております。

今ほど丸山議員ご指摘いただいた部分については、これも反省点の項目として認識してまいりたいと思いますが、歩行困難者への対応、あとバス内の密対策、これについては今回の訓練が生かせるのかなというふうに思っております。

ただ、受けられなかった方、来られなかった方、また当日会場で体温を測って駄目だった方の対応をどうするかというのは、これは県全体の問題でもありますので、県のほうと詰めていきたいと思っております。

あわせて、在宅で介護サービス等を利用されている方、これについては、実は訓練の前から私のほうで申し上げていまして、包括支援センターのほうとよく相談しようというふうに言っております。デイサービスを接種のために休まなきゃいけない方、うちに帰ってから誰が見るのという問題があると思います。ケアプラン自体も、接種に合わせた変更がどの程度できるのかというようなこともやっていかなければならないと思っております。

ただ1点、施設に入所されている方、短期入所も含めて入所されている方については、今現在、直接的な指示、方針は出ておりませんが、恐らく施設単位での接種になるんだろうと期待はしております。施設にはそれぞれ嘱託医さんがいらっしゃいますので、どこよりも、外に出し

て集団接種だ、個別接種だとするよりは、施設単位でやったほうが効率的に確実にできるのかなというふうに思っておりますので、その辺も含めて、県のほうと相談してまいりたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） 以上で、丸山浩さんの質問を終わります。

ここでお昼の休憩といたします。

再開は13時30分といたします。

よろしく願いいたします。

(午後 0時17分)

---

○議長（安達丈夫さん） お疲れさまです。一般質問を再開いたします。

(午後 1時28分)

---

◇ 那 須 裕美子 さん

○議長（安達丈夫さん） それでは、那須裕美子さんの質問を許します。

3番、那須裕美子さん。

○3番（那須裕美子さん） それでは、事前に通告させていただきました2件について質問させていただきます。

まず1つ目として有事の際の共助実現に向けたシステムづくりを、2つ目として弥彦村出身の県外在住の学生への応援対策の検討は、です。

1、有事の際、共助実現のためのシステムづくりはできないか。

昨年末の関越自動車道で起きた大雪による大規模な立ち往生は、自衛隊への救助要請が出され、災害級の記録的な大雪と報道されたことは記憶に新しく、当村においても数年ぶりの積雪量となりました。

いち早く豪雪対策本部が設置されたことや、休日返上で長時間にわたって除雪作業に従事してくださった職員の皆様には心より感謝申し上げます。この対策本部の設置・対応により、弥彦消防署からは消防団の各分団長に向け、区長より除雪依頼を受けた場合は必ず2名以上で行うことを前提とし除雪作業を行い、出動した際には署への報告をするようにと、早い段階でのメールにて通達もありました。

ところが、ある民生委員さんの話によれば、月1回開催される民生委員児童委員協議会にて、担当しているクライアントさんから、大雪で困っていると連絡が来たがどうすればよいかという議題が上がり、各地区の消防団にお願いすればよいのではと提案したところ、それを協力してもらえるのはあなたの地区だけではないかと言われたそうです。

このことで分かるように、消防団が依頼を受ければ出動できるにもかかわらず、それが周知されていない状況にありました。今回の大雪だけではなく、有事の際、独り暮らしの高齢者の方々や、助けが必要とされる方が、窓口としてまず頼りにして相談するのは、自分を担当して、ふだ

ん訪問してくださる民生委員さんだということは、大体想像がつきます。各地区の区長さんにも、有事の際に救助が必要とされる方や世帯の把握はできています。地域のために、頼りになる消防団の存在もあります。各地域にはそれぞれの地域の人たちを互いに助け合おうという心強い地域の力が備わっているにもかかわらず、それぞれの連携が取れていないと十分な力が発揮できないのではないかとということです。

様々な役割を担う多くの役職が存在し、そこと行政との縦の連携ばかりではなく、横のつながりが重要だと感じています。有事は、決してカレンダーを見て、いい時期を選んで起きる訳でもなければ、頼るべき存在である民生委員さんがいる日を選んで起きる訳でもありません。それぞれに共通認識を持つこと、相談した先が誰であつても同じ返答ができる連携が必要だと考えます。

そこで、①有事の際の連携・情報提供ができるよう、日頃より、民生委員、区長や三役、消防団等の地域での横のつながりの構築の検討ができないかということ。

②今回のように、消防団に除雪作業を依頼できることなど、村民に向けた周知の方法はということを伺います。

次に、弥彦村出身の県外在住の学生に応援の検討は、です。

新型ウイルス感染拡大防止の観点から、ほかの自治体では、県外在住の学生に対して、帰らない選択のお願いをしたところが多い中、村長は、帰りたいという子に帰ってくるなどは決して言えませんと、帰村した際の対応を考慮されました。一方で、帰らない選択をお願いした自治体では、帰らないことを選んでくれた学生さんへの応援として、離れていてもふるさとを感じるようにと、地元の特産物等を贈る形で応援をした自治体もあります。

弥彦村出身の県外在住の学生さんも、お願いされなくとも我慢をして帰らない選択をした子がいます。そして、うちには高齢のおじいちゃん、おばあちゃんもいるし、今は少し辛抱して、と帰らないことを選択させた家族もいました。そんな学生さんから、自分も帰省していないのに、ほかの出身地の友達にはふるさとからの贈物が届いて、弥彦村からは何もないといった寂しい声をお母様を通して、実際に私の耳に届きました。

先日、当村においても、ワクチン接種のシミュレーションが行われ、少しずつ終息に向け前に進みつつありますが、いまだにアルバイトもままならず、不安な生活を離れたところで過ごす学生さんへ今後も何かしらの応援の考えがないか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 那須裕美子議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目にご質問の有事の共助実現に向けたシステムづくりについてでございますが、今年の降雪の状況につきましては、午前中の古川議員からのご質問にも答弁いたしましたが、1月9日から3日連続の降雪となり、一日に降った雪の量としては1mを超える、過去に例のないような降り方で、除雪も間に合わないような状況でございました。



1月9日正午に、県、消防などの関係機関の応援もいただき、豪雪対策本部を立ち上げ、緊急対応したところでございます。それを受けて、弥彦消防署からは、議員おっしゃられたとおり、各分団長にメールを送信し、区長さんから除雪依頼を受けた場合は出動し、その報告を署へ行くよう指示したとの報告を受けております。

その結果でございますが、出動の報告は1件もなかったと聞いております。

確かに議員がおっしゃるとおり、消防団に依頼すれば出動する体制があったにもかかわらず、その周知が十分でなかったことが原因の一つと考えられます。

毎年度の大雪であれば、そういった連絡体制がしっかりできていたものと考えられますが、何年かに一度とか、何十年かに一度という豪雪になりますと、区長さん、民生委員さん、消防団員も、その間に交代されたりしておりますので、そのあたりでの事前の周知が足りなかったものと思っております。

そこで、今後行うべき対策といたしましては、古川議員さんにもお答えしたとおり、平成29年の1月から2月にかけての大雪を踏まえて、29年5月より年2回、毎年反省点の洗い出しと、翌年の除雪対策について、担当職員及び関係業者も集めて対策会議を行ってまいりましたが、今年の大雪災害を経験しまして、村民からの苦情も数多く記録してあり、それらも参考としながら、区長会や民生委員協議会、消防団などの代表者にお集まりいただき、検証する場を設け、問題点や反省点などを洗い出し、それを踏まえた中で豪雪被害を想定したマニュアルを作成したいと考えております。そのことにより、いつの時代でも関係機関の連携が十分考えられるよう、豪雪時に対応できる体制づくりを図っていきたいと考えております。

次のご質問の県外在住者の帰省自粛学生への応援策の検討についてというご質問でございます。

議員も昨日、弥彦中学校の卒業式にお見えになっておられたんで、私の祝辞の中の最後に言われた言葉はご記憶かと思えます。私はそのとき、あの中に、今後卒業して県外へ出られるお子さんたちもたくさんいると思いましたので、「弥彦村は、皆さんが困ったとき、心の折れそうとき、心を休めたいと思ったとき、それはふるさと弥彦村しかありません。皆さんがこれから先、いろんなことで村に帰ってきたい、帰ってこられたときに、心から歓迎する村を私はつくりたいと思えます」というふうに申し上げました。

今回のこの学生さんにも同じことなんです。議員のおっしゃるとおり、「うちは高齢者がいるから、帰ってくるのをやめろ」と言う方がおいでだったと私は承知しています。ただ、議員、よくお考えいただきたいんです。本心からでしょうか。自分の孫や子供が困って「帰りたい」と言ったときに、「おまえ帰ってくるな」なんて言えないですよ。それをあえて言わせたのは何かというと、それは、燕に最初の陽性患者の出られた方に対する仕打ちです。あ那时的仕打ちは物すごかった。間違いなくお子さんは人間不信になったと思います。それを見ているから、親御さんとしては、帰ってきて、万が一感染者が出たら何を言われるか分からないという、これが怖いんです。だから、本当は「帰っておいで」と言いたいんだけど、「帰ってこないでくれ」と言う。お子さんたちは学生さんだから、どういう対応をされるか、みんな知っていますから、帰

ってこれられない。私はそれはおかしいと思います。困ったときこそ、子供たちに「帰ってこい」と、孫に「帰ってこい」と、それがあべき姿だというふうに思っています。それができないのは、今の――まあ、日本人というか、世界でもみんな同じだと思いますが、非常に酷薄な、そういう弱者に対する仕打ちなんです。それで人権条例をつくらせていただきましたけれども、私はそういう村であってはならないと思っている。ですから、お子さんたちに「帰ってくるな」とは絶対言わない、そういう村をつくりたいからです。なかなか難しいのは知っています、みんな。

それで、まだ嫌だ、嫌だと言うのはいっぱいいます、言われます。だけど、そういう村でないような、本当に子供たちが危険にさらされたときに、「じゃあ帰っておいで」と言えるような村であってほしいと思いますし、そういう村をつくりたいというふうに私は思っております。

したがいまして、これからも「帰ってくるな」と一言も言えない、「どうぞ帰ってきてください」と。万が一それで感染したら、そのときはみんなで助け合っていけばいいんです。お前が悪いと。やった訳じゃないでしょう。もう感染者は頻繁に出ていますから、別にそれは特別なことでも何でもなくなっちゃっている。そういう中では、今後とも学生の方には、自分たちで判断して、「帰ってきたかったら帰ってきなさい」という村でありたいと思います。

それからもう一つ、自治体の中では確かにやって、協力してくれた学生さんにやっています。ただもう一つは、もしやるにしても非常に難しいんです。高校卒業して東京で働いているお子さんたちもたくさんいます。そのお子さんたちにやっていますか。やっていないと思います。じゃ、何で差別するのと。非常に難しい。

多分、これは私の理解ですけれども、燕市さんの場合は、テレビで見えていたときに、あれを配っているのはボランティア団体なんです。市ではないんです。ボランティア団体が皆さんからのお金を集めて、あるいは品物を集めて、それを学生に。これはいいんです。これは税金を使っている訳じゃないんだから、善意からやっていることだから、それならいいんですけれども、行政が直接税金を使ってやっているところというのがあるんでしょうか。首長としてそれをやられて。じゃ、反対されたら、高校を卒業して首都圏へ行っている子供たちはどうするんですかと言われた瞬間に、お答えできないんです。やるんだったら全部にやらなきゃ。それも二十歳まで、それとも大学卒業するまで。大学生だといったって、浪人すりゃ24になっている子だっているかもしれない。その子たちにまで全部やるのかという非常に難しい問題があると思います。

それよりも、帰ってきたら、どうぞ帰ってきなさいと、そういう村になってほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 那須議員。

○3番（那須裕美子さん） 有事の際のシステムづくりを、というところでは、朝も古川議員のほうに答弁もあったように、そこら辺の一本化といいますか、横のつながりが薄いと弥彦村では感じておるところでありまして、民生・児童委員さんも、自分への負担が大き過ぎて、どう動いていいかわからないというところもあつたりとかするので、このことだけでなく、横のつながり、

連携を今後本当に大事に、行政との、委員さんとのつながりはあるんですけども、そこら辺のシステムづくりをしていただきたいなと思います。

私は配食ボランティアでさせてもらっていますが、ちょうど大雪の後にボランティアに入った際に、配食を頼まれている方は、大体単身の高齢の方が多い訳ですけども、家の前が全く除雪されておらず、私たち、そのボランティアに行った私と運転手さんと、まずそこのおうちの前を除雪してからお弁当を届けるといったような作業をしましたので、通常1時間はかからないところを2時間以上かかって配食ボランティアをしたという経緯もございます。

一方で、ご自身の実家が独り暮らしの母親がいるからと心配で見に行ったところ、自主防災組織がしっかりしているところは、何も頼まなくてもうちの前を除雪してくれたというような話も聞かれております。このように地域格差もあるなど、非常にあるなと感じておるところでございます。

ですので、各地区、防災組織が立ち上がっているかと思いますが、実際に定期的に防災訓練を行っているなど、ちゃんと実動ができているのか等、そういった把握はあるのかもちょっと伺いたいと思います。

以前、ある自主防災組織が、とてもしっかりしていらっしゃる区長さんに伺った話なんですけれども、私の質問の文書の中でもありましたけれども、自分がいるときに有事が起こる訳では決していないので、せめて地区の人が、助けが必要な人の把握をできないかというようなことを何度か村にお願いしたことがあるけれども、個人情報なので、それは結構難しい問題だという話をされたと伺っております。

こうしたことも、横のつながり、区長さんだけでなく民生委員さん、消防団の方が地域で横のつながりを持てば、民生委員さんは自分の知り得た情報は口外することはできませんが、助けてほしい情報は発信することができるので、そういったところも、そこをどうやっていくかというのもなかなか難しい、私もそこを考えられない状況ではありますが、小・中・高校生でも、今は連絡事項が全てメール配信になっています。地域の方とのつながりも一斉メール配信みたいな形で、ここの地区に今援助を必要としている方がいらっしゃいますというのを共通認識できるようなシステムがどうにかできないものかなと。実現できるかできないかは別として、そういうメール配信みたいなのもできないのかなと考えております。

2点目なんですけれども、村長がもちろん、心から帰っておいでという村にしたいという気持ちは私も一緒ですし、帰ってきてほしいと思っています。ですけども、先ほど村長も言われていたように、保護者の方も本心だと思いますかと聞かれましたけれども、やっぱり白い目で見られるんじゃないとか、第1号者になりたくないとか、そういう思いが強くて帰らない選択をした子は確実にいる訳です。

そして、自分が県外に出ている、同じく県外で頑張っている大学生、ほかの出身地の子たちはふるさとのものが届いた。でも、弥彦村からは何もない。こんなに心細い思いをしているのに寂しいなという声を、私はやっぱり無視できなかったというのがあります。

そして、先ほど、行政のほうではやっておらず、ボランティアでという形だったんですけども、先日、新潟市のにいがたフード・エール便というものが第1便が終わって、今また2便の申込みを受け付けていますよという記事を読んだので、新潟市の市議さんにちょっと連絡を取りまして、どんな経緯で、どんな形でやっているんですかというお伺いをしたんですけども、やっぱり市に、そうやって学生さんが困っているから、困窮している人たちにエールを送りましょうと言ったところ、やっぱりなかなか首を縦に振ってくれなかったと。ですが、今回はフードバンクさんと連携して、フードバンクさんが窓口となってくれて、フードバンクと連携している企業さん10社が協力してくれるということなので、窓口はフードバンク、品物はフードバンクと提携している企業さん。そして市は、では、そこまでできるんだったら具体的に動けそうだとということでやっと首を縦に振ってくれて、送料を負担するという形で動き出したと聞きます。そしてまた、市内にいる学生さんが、市外に出ている県外の学生さんたち、自分たちも気持ちが分かるから協力したいということで、学生さんたちがサイトを立ち上げてくれたりして申込みフォームをつくってくれて、それで希望者を募って送っているそうです。ですので、全く市は関与していないということではなくて、関与できるところに関与している形ですし、燕市さんも送料を持つですとか、そういった形でやっているかと思います。

それともう一つ、村長が言われた、学生さんにはやるけれども、じゃ、県外で就職した人はどうなのかということですけども、学生さんは学校も休校になったり、せっかく入学したのに学校へ行けないストレスですとか、アルバイト、就職した——まあ、職種にもよるでしょうけれども、就職した子に関してはお仕事がありますが、学生さんは時短要請が出されたような飲食店でもシバイトをしている場合、もうバイトもできない状態です。だから、やっぱり生活に困窮している、学校にも行けないストレスがある。そういった形で、私は学生さんへのエールって必要なんじゃないかなと今回思った訳です。

ソーシャルディスタンス、ソーシャルディスタンスと言われ過ぎて、社会的距離を取りなさいと言われ、それによって孤独感が増えて鬱になる人も少なくない聞いております。今は、ソーシャルディスタンスではなくてフィジカルディスタンスと。物理的距離を今は取っているだけだと。でも、心はつながっているよということを示してあげたらいいんじゃないかなと思っています。ですので、是非是非検討をしていただきたいなと思っています。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 前段につきましては、増田防災室長が村へ来られて2年たちましたけれども、私の印象では全く違う村になりました。それまでは、どう口を酸っぱくして頼んでも全く動いていなかったのが、多分今、弥彦村の防災体制は、いろんな備蓄品も含めて、新潟県で断トツ1位だと思っています。本当に変わりました。本当にありがたいと思っています。具体的なことは、もう防災室長にお任せしていますので、後で回答していただきます。

それから第2番目につきましては、今子供たちは、授業も全部ネットでやっているんです。東京にいる必要は全くない。学校がなかったら、うちに帰れば食費はただだし、ちゃんとできるの

に、それでも帰ってこない。それはもう大学生は大人ですから、そこまでやるのは——議員の気持ちも分かりますけれども、それは母親の気持ちであって、それはもう大人になったら、大学へ入って大学生が子供みたいなこと、心配する、そんなやわな子供であっては困りますと私は思っています。

それでもう一つ、この間の最初の挨拶のときにも申し上げましたけれども、今、ワクチン接種について国は、原則、住民票の届け出ている自治体でやりなさいと言っているんです。調べていませんけれども、多分、今までそういう住民票を届け出る必要は——私のときは米の配給券があったから、届け出ないと米を配給してもらえなかった。今はそんなことないですから、多分届け出ている子は少ないんじゃないかと思うんです。それを国の一方的な都合で、受けたいのに住所は大阪にないし、横浜にないからという子供たち、例えば九州かもしれない。受けたい子は弥彦村まで帰ってこなきゃいけない。これは国の勝手な都合でもって、それは犠牲者だと思います。新型コロナウイルスは、これはもうみんながひとしく自己犠牲を払って我慢しなきゃ駄目だ。それは、だから自分たちでやってくださいと言っている訳です。だけど、今度のワクチン接種のようなものを国が、自分で勝手に決めてやれというのは、これは何とかしなきゃだめだというふうには思っています。

今議員がおっしゃったように学生さんにやるにしても、市は絶対前面に立ってないんです。そんなことに税金をやったら、今言ったように、では学生、大学生のいない子たち、家族なんていっぱいある訳です。その人たちが不公平じゃないかと言われたときに、もう答えようがないんです。それは親の責任だろうと。親はちゃんと大学出してやっているんだから、親がちゃんと面倒見なさいと。それでおしまいになっちゃう訳です。税金は使わないです。だから、新潟市にしても、燕市にしても、最終的な補助は出すけれども、最初に主体でやっているのは、民間でやってくださいということなんです。

これも昨日の卒業式のときに言いましたけれども、私は、強い子供になってくださいと、人間になってくださいと、ずっと言っています。今度のような集団ワクチンのような、新ワクチンで、それはウイルスのときに、やっぱりみんな自分で踏ん張って頑張っていけるような人間になってほしいと思ひまして、議員のお話は分かりますけれども、行政としてそういう立場は取れないというふうに私は思っています。

○議長（安達丈夫さん） 防災室長。

○防災室長（増田 規さん） ご質問ありがとうございます。

最初の質問がご意見で、まず必要な人の把握から、要配慮者ですね、そして、それはちょっと個人情報に抵触するからなかなか掌握しづらいということで民生委員さんや消防、そうした方との横の連携が必要だということは、まさしく私もそう思います。縦割りではなく横の連携でしっかりしていることによって、抜けも防止できると。一人も取り残さず救えるという考えは、まさしく私もそう思います。

そこで、先ほどのご質問ですが、自主防災組織の訓練の状況はどうだということでございます

けれども、正直言いまして令和2年、本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての地区のほうは訓練のほうを自粛されておりました。ただ、役員会を開いてミーティングみたいなことはやっている地区はございました。そこで、ちょっと私のほうも参加させていただいております。

実際、令和元年度につきましては、私の知る限りでは4地区しか訓練はしておりませんでした。しかしながら、しっかりと自主防災組織は活動、活性化されているという認識です。何だ4個だけかよというのではなく、それどころか、しっかりとやっていて、しっかりと要配慮者を把握されていたり、あるいは自分は何をするんだ、班長はどこどこどこを回るんだ、そういったのはスムーズにいつている訳です。そういったものを見ると、いやいや、訓練をやっているから、やっていないから自主防災組織は駄目だというふうなことは言えないというふうに思っております。また、各地区長様とお話ししているときも、どうやったら訓練ってやったらいいんだろねと、皆さん気にされているんです。訓練というと、もう土日を潰してみんなで集合してわーっというイメージであります。訓練というのはそういったものだけではなく、例えば電話の呼集訓練、これだけでも訓練になる訳です。お金もかけずに、時間もかけずに、外に出ることなくできる訓練もございます。そういったことをこれから徐々に、訓練の手法というのを助言していただきながら、各地区の自主防災組織を活性化させたいなというふうに思っておりますところでございます。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） 私からも一言申し上げます。

まず前段の部分でございますけれども、これは消防団というのは特別職の地方公務員であります。公務員たるもの命令に忠実であれというのは当然だと思いますが、消防団である前に、地域を支える若者たちでもありますので、命令がなかったから、指示がなかったから動けないという体制を脱却するのも、これからみんなで知恵を出していかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

ちなみに私の地元では、あの大雪のときに、対策本部が終わった後でうちに帰って、消防団が回っていました。お前らどこをやっているんだと。いや、水利の確保にこれから出ますと。水利はOBに任せておくと、どこにあるか分かるからと。そんな暇があったら、お前たち年寄りんちを回れ。というのがあちこちで自然に出てくるのが私は普通だと思っていました。命令がないから、指示が出ないから、要請が来ないからということで動かないということについては、ちょっとみんなで考え方を改めていく必要があるのかなというふうに思っております。

あと後段の部分ですが、村長が申し上げたとおりなんですけれども、村に帰ってきたときの、県外へ出ている学生さん。一応こちらには、2週間程度自宅に帰らないという部分については情報提供等もしているんですけれども、村は一貫として、帰ってきたときのための手助けのほうに注力してまいったつもりであります。基本としては、村長が申し上げましたとおりですけれども。

ただ、新潟市のように有志の団体が自分たちで計画をして、フードバンクと提携をして。フードバンクもNPOになりますよね。そういうところとみんな役割をつくって、その中で送料分だけでも、その一部分だけでも、例えば弥彦村に支援してもらえないかというご提案がもしあれば、それはきちんと声を聞いてまいりたいと思いますし、そこでまた村としての判断をしていきたいと思っています。ただ、全部税金でやれということになると、今村長が申し上げたとおりの返答しかできないということになろうと思います。

やはり税金を取って何ぼということではなくて、自分たちができる役割、更に村としての役割を考えていただいて、広く全体で迎え入れるような仕組みを提案いただけるというのであれば、決して村として断絶するものではないと思っておりますが、残念ながら今回はそういう声はなかったということで、その辺も含めて村の役場内もそうですけれども、村全体の意識を少しずつ変えていく必要があるのではないかというふうに考えています。

○議長（安達丈夫さん） 那須裕美子さん。

○3番（那須裕美子さん） もちろん全面的にということではないんですけれども、先ほども言われましたが、帰省した際の対応を全面的にということでしたが、帰省した場合は連携したホテルに2週間滞在してくださいと、その費用は自己負担ですという形のものでしたよね。なので、一見、「帰ってきてください」という言葉はとても優しいように思えますが、それでも独りで踏ん張っている学生さんにとっては、とても寂しいことだったんじゃないかなと思っております。

是非是非、頑張っている人を応援したい気持ちは多分村長にもありますし、副村長にもありますし、皆さんにあると思いますので、そういった何かしらの形で私も働きかけて、もし何かできるようなことがあれば援助していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） ありがとうございます。是非そういった前向きな提案が出てくるような方向に全体で持っていきたいと思えます。

ただ、村長は申し上げませんでしたけれども、私も耳に入っているものがあって、最初に隣の燕市の方がラーメンを贈られました。そのときに喜んだ学生さんと、これで帰れなくなったと言われた学生さんと両方いらっしゃるという声も聞きました。ですので、人の気持ちというのは1つじゃないと思えますので、その辺を含めてみんなで知恵を出していきたいと思えますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） 以上で、那須議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 渡 邊 富 之 さん

○議長（安達丈夫さん） 次に、渡邊富之さんの質問を許します。

1番、渡邊富之さん。

○1番（渡邊富之さん） それでは、タイトルとして2件ございますけれども、新型コロナウイルス感染

症拡大における児童の影響はということと、2点目として、GIGAスクール構想の工程表における進捗は、という2つのタイトルでございますけれども、教育長にお尋ねいたします。

通告に従い、表題について質問します。新型コロナウイルス感染症拡大が世界的な広がりを見せてから1年以上が経過しており、今なお収束の見通しが立っていないのが実情です。国を挙げて必死に抑え込みを図っている現況にあります。世界的に見て我が国は軽度であっても楽観視はできません。そこで、新型コロナウイルス感染症拡大の児童の影響の度合いを、弥彦村の児童・生徒の健康面の側面に焦点を当て、お尋ねいたします。

子供たちの状態をきちんと把握されていますか。一般に、①ですが、給食の時間のおしゃべりは禁止、「黙食」と言われております。それから、部活動は制限、運動会や修学旅行は中止、外出の自粛。

今回の流行で学校生活が大きく変化しました。教職員の負担も増しましたが、それ以上に、子供たちが心身に大きなストレスを受けております。

日本教育新聞の令和2年10月19日付の記事なんですけど、「低年齢ほど毎日なかなか寝れず」との大きな見出しが1面にありました。小学校の1年から3年は10%強とのこと。国立成育医療センターの昨年11月から12月の調査でも、小学校の4年から6年の15%、中学生の24%に抑鬱状態、食欲の不振、体重減少、不眠、意欲の減退、ほか様々な影響が報告されております。残念ながら、収束までしばらく続くと思われまして。

教育立村を目指し取り組む中、将来の弥彦を担う弥小、弥中の子供たちの現状を調査しておりますか。専門のカウンセラーの配置はありますか。今後の想定される予算措置を講ずる考えはありますか。私は、学校が教育の場であると同時に、福祉の場であるとも考えております。人格の陶冶の場と考えております。

次ですが、GIGAスクール構想の工程表から見たとき、現時点の進捗と今後の見通しを教えてください。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） それでは、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（林 順一さん） それでは、渡邊富之議員のご質問にお答えいたします。

初めに、渡邊議員の新型コロナウイルス感染症拡大における児童の影響は、についてのご質問にお答えいたします。

その中でまず1つ目が、弥彦小、弥彦中での子供たちの現状を調査していますかということについてであります。教育委員会で直接の調査はしておりませんが、常に月1回、校長会等を通して、子供たちの状況については両校長先生から状況を把握しております。

小・中学校では、毎年7月と11月に全児童・生徒を対象に、学校生活に関するアンケート調査をしております。例えば、「学校は楽しいですか」とか、「学校生活に満足していますか」「学校生活は充実していますか」というようなご質問項目があるのですが、この質問項目に対する今



年度の肯定的な回答、これは小・中ともに80%から大体90%の割合になっています。これを昨年度、前年度ですね、と比較してみた場合に、小・中ともに大きな変化はありませんでした。

しかし、その中で1点、中学校の7月調査、昨年7月の調査でありますけれども、前年度を8ポイントほど下回る結果が出ておりました。これは昨年7月ですので、1学期、学校の臨時休校期間があったり、いわゆる中学校体育連盟の体育大会等が中止になったりということで、中学校生活において、特に3年生を中心にして大きな影響があったものだというふうに考えています。

ちなみに、中学校では2学期に入り、3密対策をして体育祭や合唱コンクールを開催いたしました。更に、3年生の修学旅行も延び延びになりましたけれども、関西から県内に目的地を変更して実施することができました。

また、小学校では、1学期に予定した運動会については中止しましたが、秋の学習発表会では、それまでの全校合唱を学年合唱に変えるなどして工夫を行った開催となりまして、その結果、保護者からも好評を得ていますが、どの学年もすばらしい発表で、これまでにない発表の姿であったというふうに見ております。これは弥彦小学校の新たな伝統ともなる内容であったと感じております。6年生の修学旅行については、これも当初、長野県の青木村に行こうということで実は予定していたんですが、向こうのほうの教育委員会からの了解を得て、学校からも了解を得た中で、子供たちの交流を含めての初めての機会ということで考えていたのですが、ご存じの状況でありましたので、これも2学期、結局、佐渡に目的地を変更して実施いたしました。

これらの活動により、11月調査では、小学校はもとよりですけれども中学校も前年度とほぼ同じ結果が得られたものというふうに考えております。

次に、専門のカウンセラーの配置でありますけれども、カウンセラーにつきましては、中越教育事務所に配置されているカウンセラーが毎月2回派遣され、小・中学校を各1日ずつ訪問して、希望する児童・生徒の相談に当たっていただいております。ほかに、この方とは別に、村独自でSSW、スクール・ソーシャル・ワーカーと言われる方を雇用しております。SSWは、児童・生徒が抱えている、例えば、日常生活の悩みとか、いじめ、不登校などの問題を保護者や教員と協力して、必要に応じて関係機関とも結んで問題の解決を図る専門職であります。

弥彦村では、今、先ほど申し上げました、この中越教育事務所から派遣いただくスクールカウンセラー、そして、村独自に雇用しておりますSSWの方々を活用しながら、子供たちの悩み等に対応していると。状況によっては保護者と面談等を進めているということでもあります。

特に、このSSWの方には、現在、小学生、中学生、更に中学校を卒業した高校生までを対象にして、相談がある場合にとということで、月2日来ていただいておりますので、その中で希望があれば対応しているという、今状況であります。非常にフットワークのいい方で、状況によっては保護者の家庭訪問までして、関係機関等とのつながりも頑張っていただいております。この方は非常にありがたい、貴重な存在だなというふうに思っているところであります。

次に、今後の想定される予算措置を講ずる考えはありますかについてでありますけれども、来

年度につきましては、先ほどのスクール・ソーシャル・ワーカーへの相談件数が増えている状況から、本年度の3割増しということで相談日を今増やして設定して、予算措置をお願いしているところであります。

最後に、GIGAスクール構想の進捗状況と今後の見通しについてであります。

弥彦村におけるGIGAスクール構想の取組といたしましては、弥彦小学校にiPad460台、弥彦中学校にウィンドウズサーフェスを250台導入することとしております。それぞれの納品スケジュールにつきましては、中学校のサーフェスが納品済みとなりました。それから、小学校のiPadは3月22日までに納品予定となっており、小・中学校とも児童・生徒への配布及び本格運用は令和3年度から行うことができるというふうに考えています。

そのほか、GIGAスクール関連の主な整備状況といたしましては、高速ネットワーク環境の整備、それから大型映像装置の導入がありました。それから、高速ネットワーク整備については小・中学校とも既に完了しており、既存のタブレット端末で既に活用しております。大型映像装置につきましては、65インチの電子黒板またはモニターが小学校に25台、中学校に8台導入され、こちらも順次活用が始まっています。また、使用するソフトウェアにつきましても、小・中学校それぞれ授業支援ソフトを導入し、タブレット学習の効果を最大限発揮する環境を整えているというふうに考えております。

令和3年度は、教育現場においてICT環境が劇的にこのように変化するため、現在、月2回訪問していただいているICT支援員について、新たに村で専門職員を1名雇用し、タブレット学習のサポート等に当たっていただくほか、児童・生徒、教職員向けのセキュリティ研修など、企画、実施して、安全にICTを活用した教育活動に取り組んでいけるようにする所存であります。

以上、ご質問にお答えさせていただきました。

○議長（安達丈夫さん） 渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） それでは、いわゆる今回の感染症、新型コロナウイルス感染症拡大ということの影響の度合いということですが、アンケートを取られた結果、昨年と割合的にはそう低下しないとか、ほぼ同じだというお答えでした。ただ、いわゆるカウンセラーに相談件数が増えているといったことを併せますと、実際、いろいろ悩みを持たれた子供さんとか児童・生徒は、それなりにおられるんじゃないかなと思っているんですが、弥小・弥中はどうなんでしょうか。

例えば、これは先ほどの原稿に使った、昨年の10月19日の日本教育新聞の記事ですけれども、現実的に全国的にいろいろ影響が出ていると。特にこれは兵庫県の調査なんですけど、そんなことを考えますと、弥彦の場合は、その辺が影響ないと言えるのかどうかというところは1つあります。その辺の実態、まずはそこからお願いします。

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林 順一さん） 今ほどの弥彦小・中の実態はということであります。私も今回の新型コロナウイルスの影響について、子供たちに全くないというのは、なかなか簡単に言えないもの

があると思います。ただ一方、ではこの生徒、もしくは児童のこの状況はその影響ですという、これもまた言えないという部分がある。要するに、やっぱり複合的な要素の中の一つとして、そのことも影響もあり得るのかなということは、私自身感じております。

それで、もう少し小・中学校の状況等を説明させていただきますと、今間もなく3月で今年度終了になりますが、今年度小・中学校の臨時休業期間は4月上旬と5月の連休を含めた時期の2回あった訳です。数えてみたら全部で、小学校を臨時休業した日数が13日、登校日の中で臨時休業とした日を13日、それから中学校は14日ありました。全国的には特に関東圏を中心に、3か月余りも臨時休業があったという地域もあった訳でありますけれども、弥彦小・中学校については、臨時休業中の先ほどの中にあっても、実は学年別登校や学級別の分散登校日を設けたりしておりますし、更に夏休みを短縮したりしております。その先生方の努力下、休校分の授業日数はほぼ確保することはできたと考えております。このことによってか、両校長先生から直接お聞きしてみたんですけども、渡邊議員ご指摘の国立成育医療センターでしょうか、の調査で明らかとなった、このことを直接的な原因としての抑鬱状態や食欲不振、不眠といった影響は特に見られていないということで話を伺うことができました。

一方で、またやっぱり議員がアンケート調査の中で挙げていられた意欲減退と、その兆候については、1学期を中心にそういう兆候が見られたり、特に子供たちの人間関係づくりの中で影響がそれがあったのかなというふうなことも、それも感じたということも言われておりました。このことは、やっぱりある程度休校期間が短かったとはいえ、後で挽回したという状況があったとしても、やっぱり規則正しい生活リズムというのがなかなか難しくなったり、マスク着用など「新しい生活様式」に慣れるということ、これ全く、特に個人差が大きい状況だと思うんですが、スムーズにそれに移行できる子供がいる一方で、そういうのでリズムが崩れると、学校生活のリズムに合わせるのがなかなか難しくなるという児童・生徒も見られたということでもあります。そして、また授業において、こういうマスク姿でありますので、特に最初の頃、かなり3密を避けるということで、先ほど議員がご指摘のように、いろいろ生活の中で、給食等の黙食等も含めて、様々制限が今現在も続いているところでもありますけれども、その中で仲間同士で授業の中で活発な交流がなかなか持てないということがあったり、特にまた、他学年、異学年交流とか、それから地域の方々との関わりも、設定については特に1学期は控えていたというようなことが、そういう意欲減退の部分につながっていったのかなというふうに推測しているところでもあります。

2学期に入ってから、先ほどお答えしましたように、3密に配慮する中で、仲間や地域の方々との関わり場面をできるだけつくって、学校行事など、これまでにない形での3密に配慮しての活動になった訳でありますけれども、精いっぱい活動を展開していただいたというふうに考えておるところです。

私は、ある程度子供たちの自主的な活動というのは、私はそれが盛んになることが結局、自主的な活動も含めてですけども、学力につながると私は思っているんですが、そこがすごく大事、そういう活動がしっかりとやれば大丈夫だと思っているんですが、実際、実は先般、1月です。

弥彦小・中は1月に全国標準学力テストを実施しているんですが、子供たちの学力実態を把握するために。小・中学校ともに、ほとんどの学年で前年度を上回る結果を出しています。その活動への意欲というのが学力にも影響しているのかなど。もちろん、まだまだ課題はあるんでありますけれども、結果としてはそういう形が出ているなというふうに思っているところであります。

そういう中であっても、ただ個人的に見ると、やっぱり本年度も、これは先ほどと直接的な原因なのかどうかはなかなかはっきりしないところでもありますけれども、やっぱり発達障害傾向や不登校傾向の子供たちが新たにそういう症状を示している。そして、個別的な支援を必要とする児童・生徒は出ております。これは先ほど申し上げましたけれども、毎月校長会を行っているんですけれども、その中で具体的に出てきております。対象になる子は、小・中を合わせると、ちょっと気になるねという子は、実は50名ぐらいいるんです。そのぐらいの子供たちの数をいつも常に情報交換しながら、実は両校長先生とやり取りしているんですが、そして、これらの児童・生徒の変化の情報を共有し、支援の方策を協議し、学校での丁寧な指導をその会でお願いしていると。そういう中で、先ほど申し上げましたカウンセラー活用や保護者等との連携、そしてSSWの活用、またそういう場。状況によったら、医療機関を含めての関係機関との早期の結びつきというあたりの考えを校長先生と共有しながら対応に当たっているという状況であります。

こんなことで、特に先ほど申し上げましたSSWにつきましては、本当に保護者等との面談、場面、ずっと継続して設定していただいておりますので、本当にこれからは是非、その方は弥彦村が好きだと言っていただいて、弥彦村を優先しながらこっちに来ていただいている。まあ、村外の方なんですけれども、これからはよろしくお願ひしたいということで協力をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） 「黙食」という言葉が最近非常に出るんですけれども、給食の段階で大きな声を出さないとか、黙って食べるとかいったことが今推奨されておりますけれども、その辺は、弥彦の場合、小学校・中学校含めましてどんな状況でございますか。

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林 順一さん） 黙食、まあ、そうなんですけれども、その前にやっぱり対面で食事をするということ自体は避けるようにということで文科省からも話が出ていますので、今特に小学校のほうはご覧になられたことあると思うんですけれども、1つのテーブルに対面で、子供たちが並んで食事している訳ですけれども。したがって、今それを片方だけ、外のほうをみんな向く形でもって、一方向だけ並んで子供たちが食事しています。したがって、全員がつかれませんが、高学年を中心にしながら教室で給食を食べています。基本的には黙食です。静かにして食べるということでもあります。中には、特に低学年とかはなかなか難しい部分もあるというふうなことも校長先生は言われていますが、基本的には黙食でやっていますし、中学校の場合も、基本的には黙食ということではしていますが、全て全く言葉を交わさないということかどうかまでは把

握していませんが、そんなふうには先生方がやっているということは聞いております。

そういう点で、さっきもちょっと申し上げましたけれども、できるだけ子供たち同士の関わりというものをやる設定はしておるんですが、マスク着用もあつたり、今言った黙食とか、様々な活動の制限がありますので、子供にとって本当に早くこういう状況から脱せられることができればいいというのは、私個人的に非常に強く考えているところです。

○議長（安達丈夫さん） 渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） では次にGIGAスクール構想についての質問なんですが、これは日本教育新聞の3月1日付でしょうか、ここでGIGAスクール構想というのは、今手探りの状況でいろいろあれなんだろうけれども、学習用のデジタル教科書について国のほうとしていろいろ、幾つかの案を定めているといったことなんですが、デジタル教科書というのはどんなものかというのをご存じでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林 順一さん） デジタル教科書というのは、国のほうでは2024年ですか、から使うというようなことで、もう計画を考えているという情報は私も入手していますけれども。

そういう中で、弥彦小・中については現在来年度、今実は国のほうがそういうのを研究推進するということによっておまして、弥彦小・中では中学校が理科、小学校が算数ということで今手を挙げています。それこそ今週ぐらいでそれが決定するのが来るんじゃないかと思うんですが、その場合は費用については一応無料ということで、その分についてはということで。まあ、私としては、それをやってみてという部分で、今後の課題含めて探りながら、また先生方の研修に活用いただき——まあ、それはもちろん、デジタル教科書ですので、子供たちへの影響等を含めて、ちょっと調べたいなというふうに思って、その決定の連絡が早く来ないかなというふうに今思っているところです。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） 今の関連でまたお尋ねしますが、実際、今もう既にタブレットが中学校ですか、入ったということですね。それで使われているというお話でしたけれども、今どんな使われ方をされておりますか。

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林 順一さん） どんなというのは、すみません、まだそこら辺が十分理解していない部分がありますけれども。もともと中学校に、あれは今40台でしたっけ、40台、小・中にそれぞれあるんですが、普通、通常で考えると、情報検索とか、あと自分の考えをそこにまとめたりとかというような形で、いわゆるまだ校内でいわゆる情報検索、要はネットにつないで情報検索したりというような活動はしていますが、それを家庭に持ち帰ってそれを取り組んだりとか、ドリル学習したりとかということまではやっていません。今そんな、いわゆる学校内の教室等、また体育館でも活用できるんです。今ネット環境は特別教室も全て活用できる状況に、今環境をつ

くりましたので、それであれば通常の学校内での授業は活用できるという状況になっています。

○議長（安達丈夫さん） 渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） 「教育ICT」という言葉も最近出てきていまして、そういう面では手探りの中で、これからいろんな紆余曲折あるかもしれませんが、中身を充実させていくのは、あるいは軌道修正も場合によっていいかもしれませんけれども、その辺のところを大いに期待感を持って見守りたいと思いますし、私もその辺の関心ありますので、是非ともこれからも、ご苦労でしょうけれども中身を含めてお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 答弁、教育長。

○教育長（林 順一さん） ありがとうございます。前に議長もたしか、子供たちの学校でそれを使った授業を是非見たいというようなことを言われておられたと思うんですが、65インチのモニターというのはちょっと大きいので、やっぱり見やすいなと思いながら、そういうところにいるいろんな子たちの反応がその中に映し出される訳ですので、本当にこれまでにない授業ができるかなというふうに思っています。

ただその中で、先ほどちょっと申し上げましたけれども、やっぱり今課題なのは、学校で活用するという部分については情報セキュリティ等、基本的にオーケーな訳ですけれども、家庭での活用って、これは恐らく村民の皆様、どうするんだろうということで非常に関心を持っておられると思います。それで、今のところ、その方向については、もちろん一台一台全部にアカウントとパスワードが設定されますので、基本的には個々のパソコンになる訳です。ただ、そこに勝手にアプリを入れたりとかという、インストールするということではできないように設定しようというふうに考えています。

そういう中であって、今、できるだけ子供たちが学習の最適化となると、やっぱり家への持ち帰り、持ち帰って学習すると。特に小学生は基礎的なドリルとか、中学生は逆にいろんな授業で学習したことを家に持ち帰って、それでしっかりとまとめたりとかという部分、私は非常に有効だと思うんですけれども、いわゆるそれをネットにつなげるというところがどうしようかということが、これは恐らくどこも全国みんな悩んでいると思います。

それで、今のところ弥彦村の持ち帰りについては、両校長先生と相談しながら進めたいなと。持ち帰った後のネットでの接続をどうするかというあたりをこれから家庭と連携しながら、状況も把握しながら調査をしていく必要があるかと思うんですが、進めたいということで、これはちょっと慎重に進めたいなというふうに思っています。有効に使えば非常に強力な武器になると思うんですが、反対にすると使い方が間違ふ——間違ふって言い方は変ですけども、使い方によっては本当にいろんな世の中とつながってしまうという部分がありますので、本当にここは慎重にかなきゃいけないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 以上で、渡邊富之さんの質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。

再開は14時45分ということをお願いしたいと思います。

(午後 2時34分)

---

○議長（安達丈夫さん） 再開いたします。

(午後 2時45分)

---

◇ 本 多 隆 峰 さん

○議長（安達丈夫さん） 次に、本多隆峰さんの質問を許します。

9番、本多隆峰さん。

○9番（本多隆峰さん） 通告に従いまして、弥彦村地域防災計画について質問いたします。

我が国の最近の自然災害は、地震、津波、大洪水、火山噴火、大火災など毎年のように発生し、その災害は巨大化して、想定を超える規模となっています。災害発生の予想は各説あるものの、いつ発生するかの予知はできない状況下で、村民の安全への取組は自治体において最優先課題であり、想定外を前提に深刻な被害に至らないために、その防備を怠らないことが被害を最小限にとどめ、減災社会を築くことになると言われております。

弥彦村では自然災害に対して弥彦村地域防災計画を策定し、ホームページに掲載しております。また、同時に各施設における備蓄品の備蓄状況、家族で防災への備えのために弥彦村マイ・タイムラインや、土砂災害・洪水ハザードマップは、私たちの住む地域の潜在的危険性を知ることができ、実に詳細にまとめられており、防災に対する意識がより高まる内容であります。

弥彦村地域防災計画は、1、風水害編、2、震災編、3、資料編の614ページに及ぶ広範囲な内容であり、その一部となりますが、7点ほど質問いたします。

質問の1、災害に対する住民の意識向上に努力されてきたと思いますが、現在はどうのような状況であると判断しているのか。また、今後の防災意識づくりの推進課題を伺います。

2、災害発生時における初動体制及び、それに続く対策が迅速かつ適切に行われるよう体制整備を図るとのことで職員の訓練を重ねてきたと思いますが、その進捗状況を伺います。

3、自主防災組織の村全体における組織率は。また、組織されていない地域がある場合の対応策は。自主防災リーダーの育成の進捗状況と、各自主防災組織の自主防災マニュアルの整備状況を伺います。

4、消防団の充実について。条例では、非常備消防として消防団員155名とありますが、災害が巨大化している中、この定数で十分か。また、高齢化、過疎化、若者の村外流出の進む地域もあり、定数確保は難しくなると予想されているが、今後の見通しと対策を伺います。

5、弥彦地域においては、高層で大規模な廃業された旅館があり、そのまま廃業状態のもの、用途変更により別の活用をしている建築物がありますが、旅館として利用をされていたときと異なる防災管理状況が予想されます。建築主、建物管理者に対して、災害時における防災について、

各物件ごとに行政として把握し、安全対策について指導等講じているのか伺います。

6、地域住民の要配慮者の名簿は、役場より各地区の区長へ渡されて、個人情報保護のため公開をしないとのことですが、限られた方々による情報共有では、災害時における要配慮者への支援ができない場合もあると危惧されております。行政の適切な対応をお願いします。

7、災害発生後に、建物の被害程度の各種判定調査が行われます。比較的短期間で応急危険度判定調査、罹災証明調査など行政主体で調査を行うものもあり、それらの調査体制は整っているのか伺います。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 本多隆峰議員のご質問にお答えします。

最初に、7項目のご質問でございますが、このうちの5項目を除いては、私よりも防災室長が適任でございますので、防災室長より答弁させていただきます。5番目は、これは私じゃないと答えられない部分もありますので、お答えさせていただきます。

弥彦村全体における現在の状況でございますけれども、廃業してそのままとなっているところが5か所、用途変更の予定のところは2か所、用途変更済みが1か所、住宅となっているところが1か所、全部で9か所把握してございます。

消防法で申し上げますと、廃業したホテル・旅館については届出などの義務はなく、検査対象にもなっておりません。その他の法令などにおいても取締りできるようなものではございませんので、現状では、災害時における防災について何らの指導も行っていないのが現状でございます。

この中で、これ議員よくご存じだと思うんですけども、一番村として危惧しておりまして、責任があるのは1か所でございます。それは森のいずみ、山麓で一番高いところにある、あのホテルでございます。今、完全な廃屋になっています。

2年前に、サイババの問題が発生しましたときに、隣接地の村有地をダミーの不動産会社が落札されました。そのときに、併せてあの森のいずみのホテルも買収して、一括してあそこを開発すると、いろんな施設を建てるというお話で買収交渉を進めておられました。私どもとしては、議員よくご存じのように、あのときは、とにかくあれ造られると困りますんで、弥彦の歴史的景観が全部駄目になります。

そういう意味で、所有者に対しても、ダミーの不動産会社に売らないでくれというお願いもしました。しかし、所有者の方は、あれを取り壊すのに数千万円、場合によっては1億円ぐらいの金がかかります。その資力はもちろんないし、あのままにしておいたら皆さんに余計に迷惑をかけるのを分かっている、これはよかったということで買収交渉に応じられて、金額まで私、聞いております。本来ならば、逆にお金を払わなきゃならんものだけれども、ちゃんとある程度一定の金額で、購入するというところまで聞いております。

結果的には、サイババの関係の方はみんな撤収していただいたんで、ほっとしているんですけ



れども、今申し上げましたように、村として売却の邪魔をしました、結果的には。何らかの責任は、うちとしても負わざるを得ないというふうに思っております。

しかも、非常に老朽化していますので、あの周辺の下のほうの住宅の方から、大風が吹くと怖いというのを聞いております。何とかしてほしいと。トタンか何か降ってきたりなんかしないでもないし、もっと老朽化すりゃ、もっと怖い状況になる。

いろんなことを考えておるんですけれども、今もって、例えばどこか、国から金を引っ張ってくることもないということで困惑しておりますけれども、最終的には村で買って、あれを壊すしかない。今申し上げたように、村が、せつかく売れるという交渉を、まとまった交渉を邪魔して、全部白紙に戻していただいたものですから、その責任はありますので、いずれ早晚、決断しなければならないというふうに思っております。

あとの2か所については、これも私の知っている限りでは、新風楼さんは今年、令和3年度中に団体さんの入れるような、そういうレストランとか食堂とかそういったものに何とかしたいという話を承っております。

もう一つ、彩食亭さんにつきましては、まだ今のところ予定がないというふうに、コロナの問題もありますので、今すぐやったとしても商業的に採算ベースに乗るかどうかという非常に疑問もありますので、まだペンディング中であるというふうに聞いております。

そのほか、長生館さんはご存じのように、ご自分でまだ住んでおいでになりますんで、自宅として利用されているんじゃないかというふうに思っております、一番の問題はやっぱり森のいずみであることは、私も重々承知しております。

残りの問題については、防災室長から答弁させていただきます。

○議長（安達丈夫さん） それでは、防災室長。

○防災室長（増田 規さん） それでは、残りのご質問に対しまして、誠に僭越ではございますが、私のほうから回答させていただきたいと思っております。

まず最初にご質問の災害に対する住民の防災意識の現状及び防災意識づくりの推進課題でございますが、一昨年の台風19号を契機に防災意識がかなり向上したと認識しております。台風来襲前の防災メールの登録者数は709件でございましたが、毎月増加し続け、現在920件まで増加したのが、その証左と思っております。

また、避難所用テントなど各避難所の備蓄品の充実に努めてまいりましたが、そうした村の防災に対する姿勢を村民の皆様がご理解していただいた結果とも思っております。

個人の防災意識が高まれば、次の目標は地区の防災意識の高揚でございます。既に防災意識の高い地区も多いですが、全地区の防災意識が高揚し、村全体の防災意識が高まることが理想と思っております。

今年1月7日の強風により、上泉地区の一部が停電となりました。このとき、区長さんをはじめ、役員・班長さんたちは、雪の中、停電した家全てを回り、安否確認しておられました。ストーブがつかないため寒いだろうと集会場を開放しまして、避難者を収容しておりました。

しかし、このようなことは珍しいことではなく、他の地区もやっていると聞いて、頼もしく思ったところでございます。

今後も、村としましても、防災意識づくりに邁進する所存でございますので、どうぞご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目にご質問の災害発生時における初動体制及び、これに続く対策のための職員訓練の進捗状況でございますが、職員の初動は「大雨による土砂災害」「河川氾濫、堤防決壊による水害」及び「地震発生」に区分されまして、それぞれ情報収集体制、災害準備体制、第1次体制、そして第2次体制と段階的な体制を計画しております。

あくまで基準ですので、緊急を要する場合などは状況によりますが、第1次体制で村長以下係長以上及び指定職員が招集されます。そして、第2次体制で職員全員を招集して災害対策本部を設置することとなっております。

職員訓練の進捗状況でございますが、毎年4月の転出入の時期に各課局室所ごと、電話による呼集網の確認を実施し、原則毎年村の防災訓練に合わせて、呼集から訓練を実施しているところです。本年度は、8月5日に大河津分水路が氾濫するおそれがあるという状況で、災害対策本部を本庁舎から弥彦競輪場へ移設する訓練を実施いたしました。

今後も災害等不測事態に迅速に対応するため、職員訓練を継続してまいりたいと思ひます。

3番目にご質問の自主防災組織についてのご質問ですが、村全体の組織率は平成20年2月に100%となっております。自主防災リーダーの育成の進捗状況につきましては、これから育成していこうと考えているところでございます。現在、残念ながら村に防災リーダーを育成できるほどの教育者とか指導者とかはちょっとおりません。

このため、役場では今後、防災担当職員には全員「防災士」の資格を取得させ、それから各地区において防災講話等をさせていただき、一地区に一人は自主防災リーダーを育成していこうというふうに考えているところでございます。

自主防災組織のマニュアルの整備につきましては、今後各地区の避難訓練などを実施した際に、その地区のマニュアルについてご助言させていただこうと思っております。

4番目にご質問の消防団の定数関係につきましては、消防本部、弥彦消防署に確認したところ、弥彦村の消防団員の条例定数は160名であります。しかし、現在149名です。残念ながら定数を満たしておりません。

議員のおっしゃるとおり、高齢化や若者の村外流出により人材確保が難しい状況です。しかしながら、災害の多様化・巨大化している状況ですので、消防団員の充実は必須と考えております。

このため、ご存じのとおり昨年、那須議員を班長とした女性消防班を新設しております。団員定数も増加したので、定数不足自体は変わりありませんけれども、団員数は5名増加しております。

そして、女性消防団員による団員の勧誘や防火チラシ配布を通じ、消防団活動をPRしたり、地域行事や神事に参加するたび、人材確保を呼びかけております。

消防団への入団については、いつでも入団可能です。今後も広報誌、知人紹介など積極的な人材確保とPRをしてまいります。

消防団は地域行事や神事等が強く根づいており、地域と強いつながりがございます。是非とも議員の皆様におかれましても、消防団への入団PRのほうをお願い申し上げたいと思います。

5番目は、先ほど村長がご説明いたしました。

6番目にご質問の要配慮者の名簿についての公表の是非についてでございますが、現在、各地区の区長へ情報提供されている名簿につきましても、平時においては名簿を避難支援関係者に提供してもよいという同意を得られた方々の情報が記載されている「避難行動要支援者同意者名簿」です。

これとは別に、避難行動要支援者の方全てが登録されている「避難行動要支援者名簿」、この2つがございます。

これは非常時に備えまして、役場や消防本部、消防署、西蒲警察で保有しているものでありまして、災害が発生した際には、自主防災組織や消防団へ配布し、支援につなげているものであります。

今後とも、要支援者の皆様へ名簿の趣旨を説明しまして、避難支援関係者への情報提供に引き続き同意いただくように努めてまいりたいと思います。

最後の7番目にご質問の災害発生後の応急危険度判定調査、罹災証明調査などの調査体制についてですが、被害の程度にもよりますが、大規模な災害に見舞われた場合は、村単独での調査体制はとても困難と言わざるを得ません。

これはどの市町村においても困難であろうと想像しますが、被害家屋認定調査や、それに続く罹災証明書の発行というのは多くの職員が必要となりますので、他の自治体からの応援が必要になると考えられます。

実際、中越地震では小千谷市及び当時の川口町に、中越沖地震では柏崎市に、ここの役場の職員が被害家屋認定調査へ応援に行っています。

最近では、一昨年に台風19号により大規模な被害を受けた福島県郡山市に「チームにいがた」として、新潟県内の市町村から職員を派遣して、被害家屋認定調査の支援をしております。弥彦村からも2名派遣しております。そのうちの1人は私です。失礼しました。

このように、大規模な災害による応急危険度判定調査、罹災証明調査などは、県としての応援、あるいは他県からの応援が必要であります。無論、村が主体となりますが、その際は全職員が総出で各種調査を行ってまいり所存でございます。

以上で終わります。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） 私から若干、補足をさせていただきます。

まず、第2点目の災害発生時における初動体制の件でございますけれども、2月13日に東日本大地震の余震と言われるマグニチュード7.幾つでしたか、大きな地震があったところです。この

ときは、弥彦村としては震度3ということで、今ほど防災室長がご説明した招集体制ではなかったんですけれども、役場の職員が室長以下9名、自発的に登庁して即時、真夜中ではありましたが、全村のパトロールに出たという実績がありますので、ご紹介をさせていただきたいと思えます。

それと、第6番目の部分ですけれども、肝腎な部分についてちょっとお答えできていなかったんですけれども、個人情報保護のための非公開というのは、実はいろんな側面で、いろんな制約がかかってくるということで、個人情報保護法が施行され、各市町村で条例ができてから、なかなか動きがしづらくなってきているのも事実であります。

ただ、やはり個人情報というのは、そういった法令で定められているとおりに、守られなければならないような時代でもありますし、そこはうやむやにはちょっとできないということから、やはり名簿の作成だけではなく、各区とか自治会とか消防団とか、より密着した、住民の近くにいる方が補完していただく役割というのも期待せざるを得ないというのが実情でございます。

やっぱり今の時代でも消防団が必要だと、あと自主防災組織が必要だというのは、このうちには何人お住まいになられていて、お年寄りほどの部屋で寝ているかというところが、自治体以上に細かく承知している人たちで守っていこうというのが基本的な考えでありますので、そういった方々との協力もいただきながら、補完してまいるしかないかと思っております。

それと、最後の応急危険度判定調査、罹災証明書につきましては、これを一日も早くやりたいというのは事実ですけれども、その前にまず当該市町村というのは、避難者への対応というのがまず第一に出てきております。ですので、役割としては、今ほど室長が申し上げたとおり、応援体制で賄っているというのが実態であります。

県においても、私もおりましたけれども、ちょっと昔になりますけれども、平成30年9月6日かな、北海道胆振東部地震というのがありました。朝方の3時10分、実際は7分ですかね、揺れたんだと思うんですけれども、新潟は全く関係なかったんですけれども、朝の4時には当時防災局じゃない一般の土木部で関係職員が、専門職の技術屋、土木職の職員が集まって、朝の6時には部長が出てきていて、応援が来たら何人何班の体制を組めるか、ここの第1陣は、例えば南魚沼の地域振興局の誰と、村上の誰と、全部名簿を作って、もう朝8時半には、全部こういう体制整っているのを要請が来たらいつでも受けられますというのは、きちんと準備できていたのを記憶して、さすがだなと思った次第です。

私ども弥彦村で心配なのは、村が被災したときの体制もさることながら、青木村をはじめ、いろんな町村と友好関係にあり、いろんな協定を結んでいる中で、本当に今のままで何かあったときにすぐ応援できる体制が取れるかどうかというのが、この点に関しては、私としても一番心配しておりますので、そこに対応できるように、きちっと防災所管の組織も固めて対応できるようにしてまいりたいと思っております。

ちなみに、罹災証明等につきましては、都道府県になると土木職、建築職という専門職が多くいますけれども、市町村からの応援というのは、いわゆる固定資産評価を行ったことがある、家

屋評価を行ったことがあるという事務屋も含めて応援に行っております。そういった中から、でき得る範囲の協力はお互いにしていかなければいけないので、そこにも対応できるような体制に一日も早くしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達丈夫さん） 本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 答弁、細々と詳しくありがとうございました。

この弥彦村地域防災計画、ホームページを見ましたところ、あまりにも膨大で、詳しくて、素晴らしい内容だったと思います。むしろ、この7点、何を聞こうかとも思うほど迷った訳ですけども、身近なことで特に思いましたのは、自主防災組織が各地域におきまして、様々な条件があると思いますので、それぞれその特性を持ちながらきちっと遂行されているか、また、役場のほうでどの程度それを把握して指導されているのかというのが知りたかった訳でございます。一生懸命やっておられるというのは十分、分かりました。

消防団の定数に関しましては、残念ながら確保が難しいということでもございましたけれども、私も消防団にいた頃は、一応辞めてから三、四年は何かあれば行こうかなという気持ちもありましたので、OBの方へのまた、保険とかいろんなことがあるかと思っておりますけれども、何らかの働きかけもあってもいいんじゃないかと思っております。

特殊建築物であります旅館は不特定多数の方が泊まりますので、防災とかいろんな、建築基準法にしても、消防法にしても大変な制約がある訳ですが、それを廃業しますと全くなくなる訳で、それは持ち主の方の姿勢だと思うんですけども、何も構わないで荒れ放題の場合と、何がしかに活用したいという方もおられますし、いずれにしても、そこに弥彦地域の場合は、高層のものがそこにありますので、万が一強い地震が来たときに看板が落ちるとか、ふだん気をつけていれば災害にならぬことが災害になる可能性もありますので、そういった管理に関しまして村がどこまで関与していいかというのも問題なんですけれども、少なくとも自主防災組織の中でそれらを把握して、皆さんが、地域の方が地域の事情を把握した上で、要注意しているというか、対策を考えているとかしていただければなと思っております。

また、弥彦村地域防災計画の中で、家族での備えという意味で弥彦村マイ・タイムラインですか、それは大いに活用していただきたいと思っておりますし、阪神大震災でしたか、要はぐらぐらと来たときに、家具が倒れまして圧死する方が大分おられました。それは皆さんも承知だと思うんですけども、ふだんの生活の中ではいつでもできるというような感覚程度で、実際はそこをなかなかやらないと。

また、建築組合でしたか、建設業、商工会の建築関係の部署でしたか、ちょっと今忘れちゃったんですが、その団体で高齢者の方の家へサービスで、そういったものを、防災金具をつけてやるとか、そういった活動も過去にはありましたんですけども、今は段々大工さん自身も少なくなりまして、活動が今、危ぶんでいるところでございます。

いずれにしても、単位は家族でございますので、できればいろんな面で村のほうで、さっ

き最初に申し上げましたように、防災意識の向上をしていただきたいと思います。

東日本大震災がありましてから10年経過いたしました。

この間、私もどういう訳か、3回も震災後の南三陸町へ伺うことがありまして、その都度、大自然の驚異といいますか、被災された方々の深い悲しみといいますか、苦悩といいますか、推しはかり切れないもので重く胸に迫るものを感じて帰ってきた次第でありますけれども。

1960年に南米のチリ大地震で、当時、志津川町と言っておったんですけれども、5.5mの高さの津波が参りました。その経験が三陸町におきまして防潮堤、もしくは防災対策庁舎が建てられた訳でございます。防災訓練もしてきたということでありまして、長い年月の間に、月日がたつにつれて危機意識も薄れてきたと語り部の方が言っておられましたことを、私も今も覚えているんですけれども。

その後、2011年3月11日に東日本大震災になった訳ですが、5.5mをはるかに超える、15.5mの津波に襲われまして、行って帰ってくるその高さは20mを超えたというんです。ご存じのように、防災対策庁舎も津波にのみ込まれまして、43人が犠牲になったということでもあります。皆さんの知っておられるところでございますけれども。

私は、特にこの質問で伺いたかったのは、自然災害が年々巨大化してきまして、防災計画を設定する基準が想定を超えるものになってきているのではないかと。しかし、防災計画するには何らかの想定を基に対策を講じなきゃなりませんので、場合によっては想定外のことも前提に入れながら、被害を最小限にとどめなければならないということが現実の話になってきているんじゃないかと思う次第です。ここに防災対策の基本的な難しさがあるのではないかと思う次第であります。

そういった中で、村長さんも村の安全、村民の安全を願ってやっておられる訳ですけれども、今後のこの想定外ということにつきまして何かお考え等ありましたら、伺いたしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） ご質問にお答えいたします。

想定外は当然考えております。要するに降水量が、1時間当たりの降雨量がかつて全く想定できなかったような激しい雨が降るのは、もうこれ日常化しております。これも、かねてからずっと申し上げておりますけれども、弥彦村に1時間当たり50mmを超える降雨量はまだない、記録にないので、これが実際100mm、200mmと降った場合、弥彦山、雨乞山、麓の山、蛇崩、みんなどれだけ対応できるか全く分からない。

昭和30年代の前半から造っています砂防ダムは、みんなもう上まで来ていて、ほとんど用をなしていないので、これが100mm以上の大雨が降ったときに上から土砂崩れがこっちに続いてきたとき、どこまで耐えられるか全く分かっていないんです。県に聞いても、分かりませんと。こういうのを一応、何とかしなきゃ駄目だなというのは思っております。これは所管は県なんで、県と協力しながらやっていかざるを得ないと思っております。

それからもう一つは、1月に県の町村長会のときに新潟大学の副学長が来られて、行政と大学

の連携についていろいろお話をなさいました。その中で、新潟大学の教授、准教授の研究項目が全部、一覧表みたいなのがあったんです。その中に、多分知っているかもしれませんが、新潟大准教授で地震をやっておいでになる方がいまして、この矢作から角田にかけての断層帯は、マグニチュード7.8が想定されると言うんです、最大。これもそんなに遠くないというのが出ていまして。ただ、弥彦の歴史を調べると、有史以来の歴史の中にはないんです、そういう地震が起こったのは。

だけど断層帯があるのは事実なんで、これは防災室長にお願いしてありますけれども、実際、大学の先生のところへ行って、どの程度の、もう少し詳しく調べてほしいと言ってあります。だから、それまで考えると、いろいろあるんですけれども、取りあえず、まず情報とか現状を分析することから始めなければならぬかなとは思っています。

弥彦は彌彦の大神様が守ってくれるので絶対安全だということは、私はないとは思っています。ただ、今すぐどうこうせいといっても、これはなかなかできないんで、その点着実に、防災室長が弥彦村においでになる間に、あと3年ですか、まだ任期ありますんで、その間に何とかやりたいなと思っています。

○議長（安達丈夫さん） 本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 弥彦村総合計画、それと弥彦村地域防災計画、弥彦村国土強靱化地域計画は肅々と策定されまして、今後これを実現していくためには、官民一緒になりまして被害を最小限にとどめ、災害に強い弥彦村を皆さんで建設していくことを願ひまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） 以上で、本多隆峰さんの質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は、3月10日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 3時21分)